

吾妻地域森林計画書

(吾妻森林計画区)

計画期間 { 自 令和5年4月1日
至 令和15年3月31日 }

群馬県

位置図



目 次

I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況 ----- 1-1
 - (1) 自然的背景
 - (2) 社会経済的背景
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価 ----- 1-3
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 ----- 1-3

II 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域 ----- 1-5
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ----- 1-6
 - 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - (1) 森林の整備及び保全の目標
 - (2) 森林の整備及び保全の基本方針
 - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
 - 2 その他必要な事項
- 第3 森林の整備に関する事項
 - 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く） ----- 1-11
 - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
 - (2) 立木の標準伐期齢に関する指針
 - (3) その他必要な事項
 - 2 造林に関する事項 ----- 1-14
 - (1) 人工造林に関する指針
 - (2) 天然更新に関する指針
 - (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
 - (4) その他必要な事項
 - 3 間伐及び保育に関する事項 ----- 1-18
 - (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
 - (2) 保育の標準的な方針に関する指針
 - (3) その他必要な事項
 - 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 ----- 1-20
 - (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針
 - (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

(3) その他必要な事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項-----	1-24
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 林産物の搬出方法等	
(6) その他必要な事項	
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項-----	1-26
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6) その他必要な事項	
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項-----	1-29
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設に関する事項-----	1-30
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区に関する方針	
(3) 治山事業に関する方針	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項-----	1-31
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する指針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項-----	1-32
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
(3) 林野火災の予防の方針	

(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項――	1-34
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6 計画量等――	1-36
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
2 間伐面積	
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	
4 林道の開設及び拡張に関する計画	
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	
第7 その他必要な事項――	1-43
1 保安林その他制限林の施業方法	
2 その他必要な事項	

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況――	2-1
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	
(2) 地況	
(3) 土地利用の現況	
(4) 産業別生産額	
(5) 産業別就業者数	
2 森林の現況――	2-4
(1) 齢級別森林資源表	
(2) 制限林普通林別森林資源表	
(3) 市町村別森林資源表	
(4) 所有形態別森林資源表	
(5) 制限林の種類別面積	
(6) 樹種別面積・材積表	
(7) 特定保安林の指定状況	
(8) 荒廃地等の面積	
(9) 森林の被害	
3 林業の動向――	2-20
(1) 保有山林規模別林家数	

	(2)	森林経営計画の認定状況	
	(3)	経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	
	(4)	森林組合及び生産森林組合の現況	
	(5)	林業事業体等の現況	
	(6)	林業労働力の概況	
	(7)	林業機械化の概況	
	(8)	作業路網等の整備の概況	
	(9)	その他	
4		前期計画の実行状況（過去5年間）	2-28
	(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	
	(2)	間伐面積	
	(3)	人工造林及び天然更新別面積	
	(4)	林道の開設及び拡張の数量	
	(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	
		ア 保安林の種類別の面積	
		イ 保安施設地区の面積	
		ウ 治山事業の数量	
	(6)	要整備森林の森林施業の区分別面積	
5		林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）	2-30
	(1)	森林より森林以外への異動	
	(2)	森林以外より森林への異動	
6		森林資源の推移	2-31
	(1)	分期別伐採立木材積等	
	(2)	分期別期首資源表	
7		その他	2-33
	(1)	年度別森林資源表（県計）	
	(2)	持続的伐採可能量	

本書表中の表記について

- ① 「0」は端数処理（四捨五入）の結果、単位に満たないものである。
- ② 「-」は該当がないものである。
- ③ 端数処理（四捨五入）により、総数欄・計欄の数値と内訳の合計は一致しない場合がある。

I 計画の大綱

本計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に基づき、全国森林計画に即して地域森林計画の対象とする森林について必要な事項の検討を行い、地域の状況、過去の実績等を勘案して樹立した地域森林計画です。この計画の計画期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日の10年間です。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 地勢

吾妻森林計画区は、群馬県の北西部に位置し、吾妻郡全域の4町2村からなり、総面積は127,855haです。

本計画区は、新潟県及び長野県境沿いに白砂山、白根山、四阿山、浅間山といった標高2,000mを越える山が連なり、赤沢山、子持山、榛名山等の山々を境として、利根上流、利根下流、西毛の県内の各森林計画区と接しています。

河川は西から東へ利根川支流の吾妻川が流れており、計画区内の河川は吾妻川に合流していますが、北部の野反湖だけは魚野川となって長野県・新潟県側に流下しています。

イ 地質及び土壌・植生

地質は、火成岩、火山噴出物、軽石流堆積物が占めており、河川沿いの平坦地では洪積期の粘土等の堆積物が分布しています。

土壌は、黒ボク土が主ですが中部や東部には褐色森林土があり、県境付近の標高の高いところではポドゾル化土壌になっています。

植生については、標高約600m以下の地域はヤブツバキクラス域であり、コナラ、エゴノキ、クリ、ヤマザクラ、アカマツ等が分布し、標高600m前後から1,500m付近までは、ブナクラス域としてコナラ、ミズナラ、クマシデ、ヤマボウシ、アカマツ等が分布しています。それ以上の地域はカラマツ、コメツガ、シラビソ等からなるコケモモ、トウヒクラス域となり亜寒帯・亜高山帯の樹種が分布するほか一部はススキやササ草原になっています。また、人工造林地は、ブナクラス域まではスギとヒノキ、ブナクラス域から標高の高い地域についてはカラマツが植林されています。

(2) 社会経済的背景

ア 地域経済圏の概況

本森林計画区の産業は、観光関連産業と農業が主となっています。

交通は、主に国道が町村を結び、隣接する渋川市から長野県へ通ずるとともに、地域高規格道路である上信自動車道が建設中（一部開通済み）であり、全線開通により首都圏や中部圏、関西圏との往来の利便性が向上することが期待されています。

また、令和2年3月に完成した八ッ場ダムの建設に伴い、長野原町、東吾妻町では国道145号、JR吾妻線の付け替えなどによる地域内の交通体系の大幅な改善が進み、地域経済などへの影響が大きくなっています。

イ 産業

本森林計画区内には、上信越高原国立公園をはじめとする四季の変化に富んだ優れた自然景観や、全国的に有名な草津、四万をはじめとした多くの温泉があり、県内でも屈指の観光資源を有しています。また、西部地域では冷涼な気候を活用した高原キャベツの栽培や酪農、東部地域ではこんにゃく栽培を中心とした複合的な農業経営が行われています。

ウ 人口の状況

本森林計画区の人口は、52,501人（令和4年1月1日・住民基本台帳）で県全体の2.7%となっています。ほとんどの地域で人口の減少が進んでおり、人口密度は41.1人/km²と県全体での305.5人/km²に対して極めて低い値となっています。

エ 林業の概況

本森林計画区の森林は、民有林44千ha、国有林57千haで国有林の占める割合が高くなっています。また、民有林の人工林面積は21千ha、民有林の人工林率は48.8%（県平均は48.1%）で、スギに次いでカラマツの占める割合が高くなっています。

人工林の齢級構成では、8齢級以上が約86%（面積）を占め、保育の時期から木材資源を利用する時期に移行したと言えます。

令和3年次の素材生産業者は12業者で、令和3年次の民有林からの素材生産量は29千m³です。スギ、カラマツを中心に前橋市、藤岡市の原木市場や県外の製材工場等に出荷されています。

特用林産物は、えのきたけ、しいたけ、まいたけ、なめこ等のきのこ類の生産をはじめ山菜類、木炭生産が行われています。

オ 森林組合の現況

本森林計画区内では、吾妻森林組合が活動しています。

吾妻森林組合は常勤役員2人、職員16人、作業班員26人、組合員数は2,893人、組合員所有森林面積は21,776ha（令和4年3月31日）で、林産・販売や間伐材の加工・販売、森林整備を事業としています。

林産・販売事業は、皆伐を中心とし、施業地の団地化や作業道の開設、高性能林業機械を使用した効率的な施業による林産経費の削減に努め、組合員へ収益を還元しています。

加工事業においては、林産事業により生産される小径木等を加工し、付加価値を高めて利用拡大を図っています。また、平成29年度に整備したチップ生産加工施設からバイオマス発電施設へ燃料用チップを供給しています。

今後は、森林所有者に代わって行う森林管理や、施業集約化による効率的な素材生産、加工製品の販路拡大等に引き続き取り組む必要があります。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前半5カ年分の実行結果の概要及びその評価は次のとおりです。

伐採立木材積については、主伐と間伐の総数では計画580千 m^3 に対して実行377千 m^3 と65%の実行歩合となり、主伐と間伐の別に見ると、主伐は計画180千 m^3 に対して実行146千 m^3 （実行歩合81%）、間伐は計画400千 m^3 に対して実行231千 m^3 （実行歩合58%）となりました。また、間伐面積については、計画が5,000haに対して実行が1,827ha（実行歩合37%）でした。間伐の実行歩合に対して主伐の実行歩合が高いのは、森林組合による積極的な皆伐再造林の取り組みが影響したものと考えられます。

人工造林の面積については、計画410haに対して実行193ha（実行歩合47%）、天然更新の面積については、計画210haに対して実行70ha（実行歩合33%）でした。伐採立木材積の実行歩合は65%でしたが、面積あたりの蓄積が多い高齢級の森林が多く伐採されたと推測され、伐採面積が少なく、更新の面積も少なかったものと考えられます。

林道の開設及び拡張については、開設は計画10.0kmに対して4.6km（実行歩合46%）、拡張は計画64.4kmに対して10.7km（実行歩合17%）でした。近年の集中豪雨等による災害への対応や、森林所有者の不在村化等により用地取得交渉に時間を要する箇所があり、進捗が遅れたものと思われます。

保安林の整備については、水源の涵養^{かん}のための保安林は計画1,119haに対して実行119ha（実行歩合11%）、災害防備のための保安林は計画592haに対して実行383ha（実行歩合65%）、総数では実行歩合が29%にとどまりました。全県的に森林境界の不明瞭化や、森林所有者の不在村化等により、保安林指定の進捗が遅れています。

治山事業については、山地治山は計画100箇所に対して実行59箇所（実行歩合59%）、保安林整備は計画7箇所に対して実行4箇所（実行歩合57%）となりました。森林所有者の不在村化等により用地取得交渉に時間を要する箇所があり、進捗が遅れたものと思われます。

※実行結果の詳細は（附）参考資料 4 前期計画の実行状況（過去5年間）を参照

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、県土の保全、水源の涵養^{かん}及び地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じ

て、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。

とりわけ、本県の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎えています。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件及び県民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すことが重要です。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望まれます。

この計画は、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものです。

Ⅱ 計 画 事 項

第 1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位：ha

区 分	面 積	備 考
総 数	44,005	
中之条町	8,292	
長野原町	7,104	
嬭恋村	11,004	
草津町	397	
高山村	4,676	
東吾妻町	12,533	

(注)

1. 本計画の対象とする森林の区域は、民有林のうち森林計画図において表示する区域とします。
2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象です。
3. 森林計画図の閲覧場所は、群馬県環境森林部森林局林政課及び吾妻環境森林事務所とします。また、群馬県統合型地理情報システム(マッピングぐんま)に掲載します。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性、放射性物質の影響等にも配慮します。また、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ります。

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

本計画区の森林資源の構成等を踏まえ、森林の有する各機能において、その機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりです。

表 1

	区分	森林の機能(働き)	機能に応じた望ましい森林の姿
公益的機能	水源涵養機能	洪水緩和／水資源貯留／水量調節／水質浄化	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
	山地災害防止機能／土壌保全機能	表面侵食防止／表層崩壊防止／その他の土砂災害防止(落石防止、土石流発生防止・停止促進)／土砂流出防止／土壌保全(森林の生産力維持)／その他の自然災害防止機能(雪崩防止など)	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
		気候緩和(夏の気温低下と冬の気温	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能

快適環境形成機能	上昇、木陰) / 大気浄化(塵埃吸着、汚染物質吸収) / 快適生活環境形成(騒音防止、飛砂防止、防風、防雪、アメニティ)	力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	療養(リハビリテーション) / 保養(休養、散策、森林浴) / レクリエーション(行楽、スポーツ等)	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	景観(ランドスケープ)・風致 / 学習・教育(生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場) / 芸術 / 宗教・祭礼 / 伝統文化 / 地域の多様性維持(風土形成)	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	遺伝子保全 / 生物種保全(植物種保全、動物種保全(鳥獣保護)、菌類保全) / 生態系保全(河川生態系保全、沿岸生態系保全(魚つき))	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	木材(建築材、木製品原料、パルプ原料、燃料材)の生産等	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能について、その機能が効果的に発揮される機能ごとの森林の整備・保全の考え方は次のとおりです。

表 2

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮</p>

	<p>されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている防風林等の保全を推進することとします。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p>

	<p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進するものとします。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進するものとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うものとします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。</p>

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定めます。

単位 面積:ha 蓄積:m³/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	40,433	39,733
	育成複層林	275	329
	天然生林	976	1,339
森林蓄積		269	277

(注)

育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおりです。

- 1 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業
- 2 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業
- 3 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む
- 4 参考（現況）については、令和5年4月1日時点の数値。
 - *1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
 - *2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き切り）すること。
 - *3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。
 - *4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

2 その他必要な事項

特になし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、生物多様性の保全の観点から、必要に応じて溪流周辺や尾根筋等に所用の保護樹帯を設けるなどの方法を考慮するものとします。

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は以下に示すとおりです。また、特定の森林においてどのような伐採方法を妥当とするかは市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範となります。

ア 伐採方法について

(ア) 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

(イ) 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とします。

イ 森林の区分別の施業の指針

(ア) 育成単層林

気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等から見て、人工造林又は萌芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとします。

- a 主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮します。また、林地の保全、なだれ、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置します。
- b 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採します。

(イ) 育成複層林

気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から見て、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとします。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して実施することとします。

- a 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によるものとします。
- b 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮します。
- c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、前生稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮します。

(ウ) 天然生林

天然生林の皆伐は、施業地周辺の人工林の生育状況、自然条件及び技術体系から見て人工植栽又は天然更新による成林が確実であると見込まれる林分で行うこととします。

伐区の設定に当たっては、公益的機能の発揮を確保する観点から、育成単層林に準じて伐採面積の規模、伐採箇所の分散、保護樹帯の設置等に配慮するものとします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、地域の標準的な主伐の時期として、森林施業の指標、制限林の伐採規制等に用いられるものです。市町村内の主要樹種ごとに下表に示す林齢を基礎として、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとします。また、特定苗木などが調達可能

な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めることとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務づけるためのものではありません。

単位：年

		樹 種			広 葉 樹	
ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	用 材	その他
40	45	35	40	60	70	15

(注) 広葉樹のその他には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

(3) その他必要な事項

特になし

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

人工造林の対象樹種、標準的な方法及び人工造林を実施すべき期間については、以下を参考に市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が人工造林を行う際の規範となります。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、市町村内の自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものとするほか、地域に応じた有用広葉樹とします。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要の造林樹種について、下表の植栽本数を基礎とし、既往の植栽本数を勘案し、仕立ての方法別に定めるものとします。

なお、画一的な植栽本数の適用につながらないよう、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請等に応じて幅広く定めるものとします。

樹種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)
スギ	密仕立て	3,500
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,500
ヒノキ	密仕立て	3,500
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,500
アカマツ	中仕立て	4,000
カラマツ	中仕立て	2,500

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地拵えの方法

伐採木の枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮します。

b 植付け方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとします。

なお、植栽に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽、保育作業用機械による下刈を想定した植付間隔の導入も考慮するものとします。

樹種	地拵えの方法	植栽の時期	植付けの方法
スギ・ヒノキ	全刈	4月～6月	普通穴植え
アカマツ・カラマツ	全刈	3月～5月	普通穴植え

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(3)に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林の更新など人工造林による更新は、地域の実情や市町村森林整備計画の定めにより確実に行います。

なお、市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図ることを旨として次のとおりとします。

伐採の方法	期 間
皆 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内
択 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年以内

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

天然更新の対象樹種、標準的な方法及び天然更新を実施すべき期間については、以下を参考に市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が天然更新を行う際の規範となります。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、地域内の自然条件、周辺環境等を勘案して、次のとおり定めます。

区 分	対 象 樹 種
天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズキ、サクラ類、シデ類、カンバ類、カエデ類、トチノキ、ホオノキ、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種
上記のうち、ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ等

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

ぼう芽、天然下種及びこれらの組み合わせにより適確な更新を図ることとします。

なお、天然更新の対象樹種について、期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数を次のとおり定めます。

区 分	本 数
期待成立本数	10,000本/ha
天然更新すべき立木の本数	期待成立本数に10分の3を乗じて得た本数

天然更新補助作業の標準的な方法として、ぼう芽更新箇所では、ぼう芽を促進するため、上木の伐採等により十分な照度を確保するほか、ぼう芽の発生状況に応じ、芽かき、植込み等を行うこととします。

天然下種更新では、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所について、枝条類の除去、かき起こし等を行います。さらに、発生した稚樹の生育を促進するため、生育の阻害となるササなどの刈り出しを行うほか、幼樹の発生が不十分な箇所には新たに植込みを行い森林の回復を図ることとします。

また、伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、対象樹種の稚樹が概ね均等に生育するとともに、草本等によって被圧されず、順調に成長できると見なされる状態を持って更新完了とします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、地域の実情や市町村森林整備計画の定めにより確実な更新を行います。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

気候・地形・土壌等の自然条件、次に例示する森林の状況並びに当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等から判断して、主伐後の天然更新が期待できない森林については、植栽による主伐後の適確な更新を図ります。

- a ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況
- b 天然更新に必要な稚幼樹の生育状況
- c 林床や地表の状況
- d 病虫獣害の発生状況

また、当該森林での植栽に当たっては、樹種特性を把握し、その気候に適した樹種を選定し、造林適期に植栽することとします。

なお、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準は、市町村森林整備計画において定められます。

(4) その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐保育の実施状況、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内とすることとします。特に、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意することとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が間伐を行う際の規範となります。

樹種	施業体系 (植栽本数/地位級)	間伐時期(年)					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	3,000本/地位級Ⅱ	15	20	27			原則として 密度管理図 を使用 本数間伐率 30%程度
	3,000本/地位級Ⅲ	17	23	31			
	”(伐期80年)	17	23	31	44	69	
ヒノキ	3,500本/地位級Ⅲ	19	25	33			
	3,000本/地位級Ⅲ	21	27	36			
	”(伐期80年)	21	27	36	53		
アカマツ	4,000本/地位級Ⅲ	18	23	31			
	”(伐期80年)	18	23	31	47		
カラマツ	2,500本/地位級Ⅲ	18	23	29			
	”(伐期80年)	18	23	29	40		

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を勘案し、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとします。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が森林の保育を行う際の規範となります。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数										備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1					回数は必要に応じて実施する。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1				
	アカマツ	1	1	1	1	1	1					
	カラマツ	1	1	1	1	1	1					
	コナラ	1	1	1	1	1						
つる切	スギ										1	
	ヒノキ										1	
	アカマツ										1	
	カラマツ										1	
	コナラ							1				
除伐	スギ										1	
	ヒノキ										1	
	アカマツ										1	
	カラマツ										1	
	コナラ							1				

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、早急に実施する必要のあるものは、積極的に間伐・保育を推進することとします。

(3) その他必要な事項

特になし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域は、次の事項を基準とし、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、森林を、地域の特性に応じて、森林資源の状況、森林に対する自然条件及び社会的要請、森林の保全を総合的に勘案の上、市町村森林整備計画の計画事項として定めるものとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林は、特に高度に発揮することが期待される森林の機能に応じて、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」に区分します。（それぞれの機能については本計画第2表1参照）

なお、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

(区域設定の考え方)

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林を、水源涵養機能維持増進森林の区域として設定します。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林を、山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林の区域として設定します。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林を、快適環境形成機能維持増進森林の区域として設定します。

(エ) 保健文化機能（保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能）の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下記の森林については、保健文化機能維持増進森林の区域として設定します。

- ・ 観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林（保健・レクリエーション機能）
- ・ 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林（文化機能）
- ・ 原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林（生物多様性保全機能）

イ 森林の施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林における区域別の森林の施業の方法は次のとおりとします。
 なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

区域ごとの施業指針

区 域	施業方法
水源 ^{かん} 涵養機能維持増進森林	○ 伐期の間隔の拡大 ○ 皆伐については次の条件のいずれかに該当する森林は伐採面積の規模を縮小する (地形) ・ 標高の高い地域 ・ 傾斜が急峻な地域 ・ 谷密度の大きい地域 ・ 起伏量の大きい地域 ・ 溪床又は河床勾配の急な地域 ・ 掌状型集水区域 (気象について) ・ 年平均又は季節的降水量の多い地域 ・ 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林…①	○ 次の①～③の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るべき森林は択伐による複層林施業を実施
快適環境形成機能維持増進森林…②	① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林 ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等 ③ 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望
保健文化機能維持増進機能森林（保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能）…③	

見られるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る）等

○上記以外の森林は複層林施業を実施

○適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能

○長伐期施業における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る

○保健文化機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を実施

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件及び社会条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域を次のとおり設定することとします。

この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を次のとおり設定することとします。

この際、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

(区域設定の考え方)

- ・ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林を、木材等生産機能維持増進森林の区域として設定します。

- ・ 特に効率的な施業が可能な森林

木材等生産機能維持増進森林のうち、自然的・社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林を、特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定します。

イ 施業の方法に関する指針

森林施業の方法として、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林

整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

(3) その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ、整備を進めていきます。

また、林道等の整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応の視点を踏まえて推進します。

また、様々な目的で利用される林道の維持管理として、法面の保全や舗装等、通行の安全を確保するための必要な改良を行っていきます。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基 幹 路 網	98	286
うち林業専用道	2	2

注：令和3年度までの累計の実績である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網整備の水準及び作業システムの基本的な考え方

下表を目安として、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した路網整備を推進します。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			うち基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	110以上	30~40
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	85以上	23~34
	架線系 作業システム	25以上	
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	60(50)以上	16~26
	架線系 作業システム	20(15)以上	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5以上	5~15

注1：「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注2：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を

移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

3：「急傾斜地」の()書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

4：基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

本県の人工林は、10歳級以上の森林が面積で5分の4を占め、木材資源は量的・質的にも充実しつつあり、造成した森林資源を有効活用すると同時に、計画的に再造成すべき時期を迎えています。

このため、地域の森林資源の状況や地形、既存の路網の状況等を勘案し、路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域を路網整備等推進区域として設定し、利用間伐や択伐、皆伐による木材生産を促していきます。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林道の開設に当たっては、林道規程を遵守することとし、林道専用道及び森林作業道においては、「群馬県林業専用道作設指針」及び「群馬県森林作業道作設指針」等に則り開設するものとし、間伐をはじめとする森林整備や木材搬出のため、作業の効率化と経済性を確保した規格・構造とし、高性能林業機械の使用に適合するきめ細やかな路網を整備します。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせます。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当林分なし

(6) その他必要な事項

特になし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林・林業・木材産業関係者の合意形成と民有林と国有林の連携を図りつつ、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化、林業担い手育成、林業機械化の推進、地域材の流通・加工体制の整備等の生産、流通及び加工における条件整備及び地域資源を活かした産業の活性化を以下のとおり計画的かつ総合的に推進します。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体への委託を進めます。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーや、林業事業体のこれからの経営を担う森林経営プランナーの育成を進めます。

これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進めます。

イ 森林所有者が共同して行う森林施業の促進方針

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとします。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村自らが経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進します。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の体質強化

地域林業の振興の核となりうる森林組合をはじめとした林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量が確保できるよう努めるものとします。また、森林組合においては、引き続き林産・販売事業への取り組みを強化するため、施業集約化や低コスト林業の確立に取り組むほか、素材生産事業体等との連携を通じて、組織・経営基盤の強化に努めます。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、ICTを活用

した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化に努めます。

イ 林業従事者の養成・確保

林業従事者の確保・養成を図るためには、職場環境や労働条件の改善が必要です。

林業事業体の事業量の安定的な確保や就労環境改善への取組により一定の林業従事者が就業していますが、離職する者も多い状況にあります。

林業従事者の定着を図るには、高性能林業機械の導入による労働負荷の軽減のほか、労働災害防止の取組、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善などが必要で、これらの取組を支援します。

ウ 林業後継者の養成

家業の林業を継ぐ子弟等がほとんどいない状況で、その後継者を養成することは大変困難な状況です。

一方、「団塊の世代」と言われる人々が定年退職し、徐々に出生地へ戻って農林業に取り組む動きや若者の農山村回帰も彼方此方にみられるようになりました。こうした人々が都市とは異なる地域の良さを認識して、その地で暮らせるような環境づくりを推進します。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

労働生産性の向上、生産コストの削減、労働負荷の軽減を図るため、以下のような機械化を促進し、作業体系の合理化を図ります。

ア 高性能林業機械の導入の促進

高性能林業機械を用いた作業システムの導入を促進するものとし、高性能林業機械作業システムの普及、オペレーター養成、機械の稼働率の向上など、推進体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網等の基盤整備に努めるものとします。

イ 機械作業システムの目標

地形、経営形態等地域の特性に応じた作業システムの目標は次のとおりです。

区分		高性能機械	改良在来型
皆伐作業型	緩傾斜	ハーベスタ—フォワーダ	チェンソー—トラクター—チェンソー—林内作業車
	傾斜地	チェンソー—タワーヤード—プロセッサ	チェンソー—集材機—チェンソー
非皆伐作業型	緩傾斜	ハーベスタ—フォワーダ	チェンソー—林内作業車
	傾斜地	チェンソー—スイングヤード—プロセッサ—フォワーダ 自走式搬器	チェンソー—小型集材機—チェンソー—林内作業車

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材生産流通の合理化

素材の安定的な供給を確保するためには、小面積の施業地を集約化して、間伐作業に適した高密度な路網を整備することと地域の実情に応じた高性能林業機械を利用した効率的な素材生産システムを構築することが必要です。

先進的な地域では既に効率的な素材生産システムが確立されています。森林組合等林業事業体がこうした素材生産システムの導入が図れるよう、現地検討会及び講演会等の開催を通じて、普及を図ります。

イ 木材加工体制の強化

建築基準法の一部改正、住宅の品質確保の促進等に関する法律の制定等に伴い、住宅資材である木材に対しても、乾燥・強度などの性能を表示し、寸法精度や品質が一定な木材を安定的に供給することが求められています。これらの要請に対応し、また、外材や国内他産地材に対抗可能な製品を供給するため、JAS認証の取得を促進します。

中小工場については、細かなニーズに対応した少量多品目や得意分野に特化した製品供給を推進します。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じて、また、森林組合と素材生産事業者との連携を促進し、素材から製材品さらには林地残材、製材端材等、木質バイオマス全体を利用する取組を支援します。

加えて、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めます。

(6) その他必要な事項

ア 特用林産物生産の振興

本計画区は、「えのきたけ」・「しいたけ」・「まいたけ」等の生産が行われており、これらのきのこ類の生産は、農山村の重要な産業となっています。しかし、大手企業の参入、産地間競争などの影響で価格が安値安定傾向となっています。

今後、きのこ産業の一層の振興を図るため、生産施設を整備し生産量の増大を図るとともに、健康食品としてのきのこの普及宣伝を行い消費拡大に努めます。また、多様なきのこ栽培の展開を支援し、新たな品種の栽培技術の普及定着を促進します。

イ 多様な実施主体による森林整備の推進

企業や各種団体による森林の整備活動を社会貢献活動として位置づけ、この活動を支援、推進し、森林の有する公益的機能の一層の発揮を促すとともに、この活動を端緒に県民の森林保全、環境保全意識の高揚を図り、森林管理の担い手の再構築を目指します。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区について
 は、次のとおり定めます。

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地 区 (林 班)			
総 数		11,166		
中之条町	右の林班の全部	1,033	下に 記載	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 落石防止保安林
	右の林班の一部 1、2、5、7、8、9、10、13、14、15、22、23、25、26-2、26-3、28、30、 31、32、34、38、39、42、43、44、45、46、47、50-1、50-2、50-3、51、 52、53-1、54、55、56、57、58-1、58-2、59、60、61、62、63-1、64、 65、66、67、68-1、68-2、69、70、71-3、72、73、74-1、74-2、74-3、 75、76、77、78-2、79-1、80、81、82、83、84、85、86、87、88-1、89、 90、91-1、92-1、92-2、92-3、93-1、93-2、94-1、94-2、94-4、96、97、 98-1、98-2、99-1、100、101、102、103-1、103-2、104-2、106、107-2、 109、110-2、110-3、111-2			
長野原町	右の林班の全部	2,402		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 防風保安林 落石防止保安林
	右の林班の一部 1、5、8、10、11、12、14、16、17、18、19、20、26、27、30、32、33、 34、38-1、38-2、38-3、39、44、47、59、60、61、62、63、67、69、70、 72、75、76、77、80、86-2、87、88、89、90、91、92、93-1、94、95、 96、97、98、99、101、103、104、105-1、105-2、106、107-1、107-2、 109、110			
嬭恋村	右の林班の全部	2,006		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 防風保安林 保健保安林
	右の林班の一部 4、5-1、5-2、6-1、6-3、8-1、8-2、9、10、11、12-1、13-1、14、16、 17、18、19、20、21、22、23、24、26、27、28-1、30、32、33、34、35、 36、37、39、40、41、42、43-2、44、46-1、47、48-2、52-2、55、56、 57、59、67、68、69、70、71、72、73、74、76、77、78、79、80、81、83			
草津町	右の林班の全部 右の林班の一部	—		
高山村	右の林班の全部	2,282		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 落石防止保安林 保健保安林
	右の林班の一部 3、8、12、15、20、21、25、26、27、29、30、31-1、34、41-2、42、43、 45、46、47、48、49、51、54、55、57、58			
東吾妻町	右の林班の全部	3,444		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 防風保安林 干害防備保安林
	右の林班の一部 1、2、3、4、7、8、9、10、12、13、14、15、17、18、19、20、21、22、 23、24、25、26、27、31、32、33、40、42、49、53、59、63、64、66、 67、68、69、70、71、73、75、76、77、78、80-1、81、82、83、84、85、 86-1、86-2、87、88、89-1、90、91、92-1、93、94、96、97、98、99、 100、101、102、103、104-1、105、106、107、108、109、111、112-1、 113、114、115-1、115-2、117、119、122、123、125-1、128、140、142、 143、144-1、146、148、149、150、154、155、156、159-1、159-2、175- 1、175-2、176、178、179、180、181、182、183、184、185、186、188、 189、190、191、192、193、194、195、196			

留意すべき事項

- 森林の有する公益的機能の維持向上を図るため、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項に配慮し、森林の適切な管理及び施業の実施に努めるものとします。また、土地の形質変更に当たっては、その区域面積を最小限にとどめ、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮するものとします。
- 保安林については、各保安林の指定施業要件によるものとします。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当林分なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質変更に当たっては、形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等を十分留意して実施地区の選定を行うものとします。

形質変更に伴う切取、盛土は、法面の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護工（緑化工、土留工等）及び排水施設等を設け、その形質の変更過程における災害防止対策としての施設設置を行う等、林地保全に適切な措置を講じるものとします。その際、太陽光発電施設の設置に当たり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮するものとします。

また、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する地域においては、それらへの影響の軽減に取り組むものとします。

(4) その他必要な事項

特になし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

(2) 保安施設地区に関する方針

保安施設事業を行う必要があると認められる場合には、保安施設地区の指定を行うものとするが、事業の実施に必要な区域が保安林または保安林予定森林である場合は、指定を省略できるものとします。

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、災害に強い地域づくりに関する取組を、事前防災・減災の考え方に立って実施

することとし、具体的には、保安林の整備、溪間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとします。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採などの効果的な対策を講じます。

また、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえて、必要に応じて在来種による緑化等、生物多様性の保全に努めます。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林とは指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、市町村、森林組合等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整及び標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、空中写真等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとします。

3 鳥獣害の防止に関する事項

野生鳥獣による造林木の食害や立木の剥皮被害等が深刻化し、森林の持つ公益的機能が損なわれるとともに森林資源の循環利用にも支障が生じています。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の森林における鳥獣害の状況及び鳥獣の生息状況から想定される被害発生のおそれの程度を勘案して、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）を設定することとします。また、鳥獣害防止森林区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）の別に鳥獣害の防止の方法及びその他必要な事項を定めるものとします。

（１） 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ、カモシカ、ツキノワグマによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ、市町村が把握している森林被害の状況、学識経験者からの助言及び森林組合や森林所有者、地元住民等からの情報に基づき、対象鳥獣による被害が発生している森林及び被害の発生のおそれのある森林について、対象鳥獣の別に、林班を単位として「鳥獣害防止森林区域」を設定するものとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成により、森林の持つ公益的機能の維持を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとします。

その際、市町村の鳥獣被害対策関係部局をはじめ、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとします。

（２） その他必要な事項

植栽木の保護措置の実施箇所巡回並びに関係行政機関、森林組合及び森林所有者等からの情報収集を行うこと等により、鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認を行うよう努めるものとします。また、同時に新たな鳥獣害の発生の有無、対象鳥獣の生息状況を把握するよう努めるものとします。

４ 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

（１） 森林病虫害等の被害対策の方針

日常の監視を通して、病虫害等による被害を早期に発見し、適切な対応に努めることとします。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとします。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ります。

(2) 鳥獣被害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3の(1)に定める対象鳥獣以外の鳥獣害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の状況や被害発生地の特徴など、詳細な情報収集に努めることとします。

また、被害防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して計画的な捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進します。

さらに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

(3) 林野火災の予防の方針

森林に接した農地での野焼きやたき火の不始末など、人為的な原因による林野火災が増加しています。このため、林野が最も乾燥する春先を中心に、森林保全巡視指導員や森林組合、環境森林事務所による巡視や、林野火災予防のための啓発活動を行います。あわせて、ゴミの不法投棄や無許可伐採に対し、適切に対処します。

また、林野火災予防等の普及啓発を図るため、道路の整備状況等を踏まえ、標識の設置、初期消火資材の配備等を行い、林野火災予防体制の強化に努めます。

なお、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画で定める留意事項に従うこととします。

(4) その他必要な事項

各種の森林被害を防止するため、森林所有者や森林保全巡視指導員・森林保全推進員等による巡視活動を推進します。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の施業及び公衆の利用に供する施設整備等、森林資源と利用の一体的な整備の推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとします。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定します。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養及び国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施することとします。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行います。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。

なお、森林保健施設の建築物については、高さを対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満とすること、原則木造とすること、適切な色彩とすること等により、自然との調和を図ることとします。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する必要があります。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行うこととします。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、下表のとおり計画します。

単位 材積：1,000m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,280	1,210	70	400	330	70	880	880	-
うち前半5年分	610	580	30	190	160	30	420	420	-

2 間伐面積

間伐面積については、下表のとおり計画します。

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	11,000
うち前半5年分	5,250

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、下表のとおり計画します。

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,240	480
うち前半5年分	590	230

4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設又は拡張に関する計画については、下表のとおりとします。

単位 延長：km，面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	中之条町	三本木	0.8	28			
開設	自動車道	林業専用道	中之条町	押込	1.2	70	○		
			中之条町計	2 路線	2.0	98			
開設	自動車道	林業専用道	東吾妻町(旧東村)	薦ノ木沢	1.0	25			
開設	自動車道	指定林道	東吾妻町	吾嬬山	6.5	750	○		
開設	自動車道	林業専用道	東吾妻町	東吾妻244	0.7	50			
開設	自動車道	林業専用道	東吾妻町	東吾妻254	0.7	50			
			東吾妻町計	4 路線	8.9	875			
開設	自動車道	林業専用道	嬬恋村	大原大前支	0.7	25			
開設	自動車道	林業専用道	嬬恋村	群馬坂支	1.0	56			
			嬬恋村計	2 路線	1.7	81			
開設	自動車道	林業専用道	高山村	東山小峠	0.7	130			
開設	自動車道	林業専用道	高山村	仙貫赤根	2.3	80	○		
			高山村計	2 路線	3.0	210			
吾妻森林計画区計				10 路線	15.6	1,264			

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		中之条町	七曲2号	0.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		中之条町	仁田沢	0.2				改良・舗装
拡張	自動車道		中之条町	大竹支	0.4				改良
拡張	自動車道		中之条町	高樅	0.4				舗装
拡張	自動車道		中之条町	吾嬬山	2.0		○		舗装
拡張	自動車道		中之条町	塩原	1.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		中之条町	北山本	0.3				改良・舗装
拡張	自動車道		中之条町	一の瀬	2.7		○		改良
拡張	自動車道		中之条町	名知良久	0.6		○		改良
拡張	自動車道		中之条町	小雨	3.4		○		改良
拡張	自動車道		中之条町	京塚	0.6				改良
拡張	自動車道		中之条町	寺社木	5.4		○		改良・舗装
拡張	自動車道		中之条町	下沢	0.4		○		改良・舗装
拡張	自動車道		中之条町	中沢	1.3		○		改良
拡張	自動車道		中之条町	日ヶ關	2.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		中之条町	貝瀬	0.1		○		改良・舗装
			中之条町計	16 路線	22.3				
拡張	自動車道		東吾妻町	林浦橋倉	0.1				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	中尾	0.9				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	高橋千沢	2.1		○		舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	千沢	0.4				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	弓ヶトウ	1.5				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	小屋沢	1.6				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	村武沢	1.1				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	平五良	1.9		○		改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	円座木	0.9				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	奥田	0.7				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	新巻	1.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	上野	1.0				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	植栗	3.2				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	北浦	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	岩下山田	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	姉山	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	烏帽子山	2.6				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	本丸大埜	2.6				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	はじかみ	3.5				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	船頭畝	3.3				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	関谷	2.5				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	甘酒原	0.9				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	細谷	0.7				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	道泉谷戸	1.5				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	坂倉	2.0		○		舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	吾嬬山	2.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	万騎	2.0		○		改良
拡張	自動車道		東吾妻町	北榛名山	0.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	ユーシン	0.2		○		改良
拡張	自動車道		東吾妻町	下泉藤木	0.1				改良
拡張	自動車道		東吾妻町	権田	0.1				改良
			東吾妻町計	31 路線	44.5				

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		長野原町	大津吹久保	0.1				改良
拡張	自動車道		長野原町	与喜屋赤宿	4.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		長野原町	古森堂光原	0.1				改良
拡張	自動車道		長野原町	笹沢支	0.9				改良・舗装
拡張	自動車道		長野原町	熊の内	3.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		長野原町	万騎	0.5		○		改良
拡張	自動車道		長野原町	萩原滝原	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		長野原町	貝瀬	3.0				改良
拡張	自動車道		長野原町	吾嬬山	1.0		○		改良
			長野原町計	9 路線	14.6				
拡張	自動車道		嬬恋村	栈敷山	5.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		嬬恋村	群馬坂	1.8		○		改良
拡張	自動車道		嬬恋村	砂井上ノ貝	0.4				改良・舗装
拡張	自動車道		嬬恋村	大前干保	0.5		○		改良
拡張	自動車道		嬬恋村	今井	0.8				改良・舗装
拡張	自動車道		嬬恋村	滝の上	3.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		嬬恋村	門貝	0.4		○		改良
拡張	自動車道		嬬恋村	三原門貝	1.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		嬬恋村	群馬坂西	0.5				改良
			嬬恋村計	9 路線	14.0				
拡張	自動車道		草津町	小雨	1.9		○		改良・舗装
			草津町計	1 路線	1.9				
拡張	自動車道		高山村	北山	3.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高山村	北山本	0.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高山村	桑の木立	0.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高山村	障子岩	2.0				改良・舗装
拡張	自動車道		高山村	第2障子岩	0.6				舗装
拡張	自動車道		高山村	西五領	0.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高山村	細久保	0.3				舗装
拡張	自動車道		高山村	芳の平	1.4		○		舗装
拡張	自動車道		高山村	柿平大遠見	0.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高山村	小野子山	0.1		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高山村	長久保	0.1		○		舗装
拡張	自動車道		高山村	火の口	0.1		○		改良
拡張	自動車道		高山村	小峠	1.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道	林業専用道	高山村	仙貫赤根	0.5		○		改良
			高山村計	14 路線	11.7				
			吾妻森林計画区計	80 路線	109.0				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち	備考
		前半5年分	
総数（実面積）	14,610	12,929	
水源の涵養のための保安林	7,388	6,266	
災害防備のための保安林	7,222	6,663	
保健、風致の保存等のための保安林	624	587	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源の涵養のための保安林等の内訳の合計と一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定解除別	種類	森林の所在		面積	うち	指定又は解除を必要とする理由	備考	
		市町村	区域		前半5年分			
指定	総数	総数		3,362	1,681			
		中之条町		339	170			
		長野原町		814	407			
		嬭恋村		594	297			
		草津町		-	-			
		高山村		748	374			
		東吾妻町		866	433			
	水源の涵養のための保安林	総数			2,245	1,123		
		中之条町			223	112		
		長野原町			672	336		
		嬭恋村			337	168		
		草津町			-	-		
		高山村			736	368		
		東吾妻町			277	139		
	災害防備のための保安林	総数			1,117	558		
		中之条町			116	58		
		長野原町			142	71		
		嬭恋村			258	129		
		草津町			-	-		
		高山村			12	6		
		東吾妻町			589	294		
	保健、風致の保存等のための保安林	総数			73	36		
		中之条町			-	-		
		長野原町			-	-		
		嬭恋村			70	35		
		草津町			-	-		
		高山村			3	1		
東吾妻町				0	0			

単位 面積：ha

解除	総数	総数		1	1		
		中之条町		0	0		
		長野原町		-	-		
		嬭恋村		-	-		
		草津町		-	-		
		高山村		-	-		
		東吾妻町		1	1		
	水源の涵養のための保安林	総数		-	-		
		中之条町		-	-		
		長野原町		-	-		
		嬭恋村		-	-		
		草津町		-	-		
		高山村		-	-		
		東吾妻町		-	-		
	災害防備のための保安林	総数		1	1		
		中之条町		0	0		
		長野原町		-	-		
		嬭恋村		-	-		
		草津町		-	-		
		高山村		-	-		
		東吾妻町		1	1		
	保健、風致の保存等のための保安林	総数		-	-		
		中之条町		-	-		
		長野原町		-	-		
嬭恋村			-	-			
草津町			-	-			
高山村			-	-			
東吾妻町			-	-			

注：数値は整数止め。（1に満たないものは「0」、該当がないものは「-」）

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備の区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源の涵養のための保安林	-	-	-	-	-
災害防備のための保安林	-	-	-	-	-
保健、風致の保存のための保安林	-	-	-	-	-

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位 面積：ha

森林の所在		面積	うち 前半5年分	指定を必要とする理由	備考
市町村	区域				
該当なし		—	—		
		—	—		
		—	—		
		—	—		

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数	うち 前半5年分	主な工種	備考
市町村	区域				
総数		65	34		
中之条町	引沼ほか	21	11	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
長野原町	渋沢ほか	6	3	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
嬭恋村	北畑ほか	21	11	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
草津町		—	—		
高山村		—	—		
東吾妻町	三俣ほか	17	9	溪間工、山腹工、本数調整伐等	

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期

単位 面積：ha

特定 保安林	市町村	要整備森林				実施すべき施業の方法及び時期等												その他 必要な 事項	備考							
		番号	所在		面積	造林				保育				伐採						その他						
			位置	林班 小班		種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期			種類	面積	方法	時期			
該当なし																										

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のとおり定めます。

制限林の所在

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
	総 数		15,209		
水源かん養保安林	中之条町	23、25、26-2、26-3、31、50-2、50-3、53-1、56、63-1、65、66、67、68-1、73、74-1、74-2、74-3、75	430	別表 1－(1)	砂防指定0ha、急傾危険0haと重複
	長野原町	38-2、38-3、43、44、45、46、57、58、59、61、63、64、65、72、73、74、75、76、77、80、81、82、83、84、85、86-1、86-2、95	1,619		県自然特3haと重複
	嬭恋村	34、52-2、55、56、57、59、74、76、77、78、79、80、81、83	779		保健保70ha、国立公2 114ha、国立公3 20haと重複
	草津町		—		
	高山村	5、6、7、8、15、20、21、25、26、27、30、31-1、31-2、34、35、43、46、49、50、52-1、52-2、53、54、55、56、57、58、59	2,170		砂防指定15haと重複
	東吾妻町	42、51、52、59、73、90、92-1、94、100、146、149、150、180、181、182、195	435		砂防指定0haと重複
	計		5,432		
土砂流出防備保安林	中之条町	2、5、7、8、9、10、13、14、22、23、25、28、30、32、34、38、39、42、43、44、45、46、47、50-1、50-2、51、52、53-1、54、55、56、57、58-1、58-2、59、60、61、62、63-1、64、66、67、68-1、68-2、69、70、71-3、72、73、75、76、77、78-2、79-1、80、81、82、83、84、85、86、87、88-1、89、90、91-1、92-1、92-3、93-1、93-2、94-1、94-2、94-4、96、97、98-1、98-2、99-1、100、101、102、103-1、103-2、104-2、106、107-2、109、110-3、111-2	576	別表 1－(1)	国立公2 26ha、砂防指定1ha、急傾危険3haと重複
	長野原町	1、5、8、10、11、12、14、16、17、18、19、20、26、27、30、32、34、38-1、39、47、60、62、67、68、69、70、87、88、89、90、91、92、93-1、94、97、98、101、103、104、105-1、105-2、106、107-2、109、110	729		国立公2 221haと重複
	嬭恋村	4、5-1、5-2、6-1、6-3、8-1、9、10、11、12-1、13-1、14、16、17、18、19、20、21、22、23、24、26、27、28-1、30、32、34、35、36、37、39、40、41、42、43-2、44、46-1、47、67、68、69、70、71、72、73、74	1,085		保健保453ha、国立公特272ha、国立公2 46ha、砂防指定8ha、急傾危険2ha、地すべ防3haと重複
	草津町		—		
	高山村	3、12、29、41-2、42、45、47、48、51	91		砂防指定0haと重複
	東吾妻町	1、2、3、4、7、8、9、10、12、13、14、15、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、31、32、33、40、42、49、53、63、66、67、71、75、76、80-1、81、82、83、84、85、86-1、87、88、89-1、90、91、92-1、93、96、97、98、99、100、101、102、103、104-1、105、106、107、108、109、111、112-1、113、114、115-1、115-2、117、119、122、123、125-1、128、129-1、130、140、142、143、144-1、148、149、151、152、154、155、156、157、158、159-1、159-2、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175-1、175-2、176、178、179、180、181、182、183、184、185、186、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197	2,773		砂防指定5ha、急傾危険1haと重複
	計		5,256		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
土砂崩壊防備保安林	中之条町	1、14、15、38、39、42、54、59、75、83、87、92-2、97、101、110-2	26	別表 1－(2)	国立公2 1haと重複
	長野原町	10、33、99、101、105-1、107-1	15		
	嬭恋村	6-3、8-2、12-1、20、27、30、32、33、35、36、37、44、48-2	90		
	草津町		—		
	高山村		—		
	東吾妻町	77、86-1、86-2、91、93、111、114、123、144-1、148、190、196	13		
	計		145		
防風保安林	中之条町		—	別表 1－(2)	
	長野原町	96、104、105-2、107-1	26		
	嬭恋村	8-2、10、74	47		
	草津町		—		
	高山村		—		
	東吾妻町	113、114	1		
	計		74		
干害防備保安林	中之条町		—	別表 1－(1)	
	長野原町		—		
	嬭恋村		—		
	草津町		—		
	高山村		—		
	東吾妻町	10、64、66、67、68、69、70、78	222		
	計		222		
落石防止保安林	中之条町	7	0	別表 1－(3)	
	長野原町	8	12		
	嬭恋村		—		
	草津町		—		
	高山村	49	1		
	東吾妻町		—		
	計		14		
保健保安林	中之条町		—	別表 1－(4)	水かん保70ha、土流防保453ha、国立公2 107ha、国立公3 12haと重複
	長野原町		—		
	嬭恋村	59、68、69、70、71、72、73、83	528		
	草津町		—		
	高山村	57	19		
	東吾妻町		—		
	計		547		
国立特別公園保護区	中之条町		—	よる自然公園法の定め	
	長野原町		—		
	嬭恋村	67	272		
	草津町		—		
	高山村		—		
	東吾妻町		—		
	計		272		
国立第一公園種特別地域	中之条町		—	る自然公園法の定めによ	
	長野原町	93-3	9		
	嬭恋村	53、56、58、59、60、61、62、63、64	1,302		
	草津町		—		
	高山村		—		
	東吾妻町		—		
	計		1,311		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
国 第2公園 種特別 地域	中之条町	81、83、84	107	自然公園法の定めによる	土流防保26ha、 土崩防保1ha、 砂防指定0ha、 急傾危険1haと重複
	長野原町	87、88、89、90、91、92、93-1、93-3、94	569		土流防保221ha、 国立公1 9ha、 砂防指定2haと重複
	嬬恋村	14、15、53、56、57、58、59、60、61、62、63、64、 68、82-1、82-2、83、84	2,201		水かん保114ha、 土流防保46ha、 保健保107ha、 国立公1 534ha、 国立公3 297ha、 砂防指定26haと重複
	草津町	6-2	27		
	高山村		—		
	東吾妻町	128	0		
	計		2,904		
	国 第3公園 種特別 地域	中之条町			—
長野原町			—		
嬬恋村		82-2、83、84	841	水かん保20ha、 保健保12ha、 国立公2 297haと重複	
草津町			—		
高山村			—		
東吾妻町			—		
計			841		
条群 馬に 県よ る自 然特 別境 地保 区全	中之条町		—	条群馬に 県の定 め自然 環境保 全	
	長野原町	95	3		水かん保3haと重複
	嬬恋村		—		
	草津町		—		
	高山村		—		
	東吾妻町		—		
	計		3		
砂 防指 定地	中之条町	1、2、7、11、12、13、17、22、34、35、38、39、40、 41、44、46、47、48、49、51、52、53-2、55、56、57、 58-1、58-2、63-1、66、67、69、80、84、94-2、94-4、 96、99-1、99-2、111-1	34	施行馬に 県の防 指定期 間による 管理条 例及び 同条例	水かん保0ha、 土流防保1ha、 国立公2 0haと重複
	長野原町	6、7、20、26、27、93-3	19		国立公2 2haと重複
	嬬恋村	2、6-1、12-1、13-1、14、17、20、27、28-1、33、34、 42、43-1、43-2、44、45-2、46-1	81		土流防保8ha、 土崩防保5ha、 国立公2 26ha、 急傾危険1haと重複
	草津町	2、3	2		
	高山村	1、3、4、8、19、22、30、31-1、37、48、51	27		水かん保15ha、 土流防保0haと重複
	東吾妻町	1、12、14、16、17、22、23、24、27、44、45、46、 48、53、58-2、58-3、75、76、80-1、81、86-1、87、 88、89-2、91、92-1、93、100、101、102、103、104- 1、107、108、113、143、182、185、192、194	47		水かん保0ha、 土流防保5haと重複
	計		211		
史 天 然 名 勝 記 念 物	中之条町	42	0	に文化 財保 護法 の定 め	
	長野原町		—		
	嬬恋村	59	10		国立公1 10haと重複
	草津町		—		
	高山村		—		
	東吾妻町		—		
	計		10		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
急傾斜地崩壊危険地域	中之条町	1、42、55、68-1、73、77、78-2、79-1、81、83、84、87、89、94-4、99-1、100、103-2	14	る防急止傾に斜関地すのる崩法壊律によめる災に害よの	水かん保0ha、土流防保3ha、国立公2 1haと重複
	長野原町	7、8、11、99	6		
	嬭恋村	1、5-1、7、14、15、16、27、28-2、34、35、36	8		土流防保2ha、砂防指定1haと重複
	草津町		—		
	高山村		—		
	東吾妻町	6、15、16、18、23、35、78、86-1、88、104-1、106、107、114、138、139、143	11		土流防保1haと重複
	計		38		
地すべり防止地区	中之条町	17、18、19-1、34、35	40	め地にすべり等防止法の定	
	長野原町		—		
	嬭恋村	30、36、37、39	46		土流防保3ha、土崩防保2haと重複
	草津町		—		
	高山村		—		
	東吾妻町		—		
	計		86		

2 その他必要な事項

特になし

別表 1 - (1) 制限林の施業方法

伐採方法		施業		方法		備考	
		伐採方法 ※1	伐採制限	その他			
1 主伐	<p>(1) 伐採は主として区分皆伐による。ただし、保安施設事業施行地及びその周辺等の特に保安機能維持のため必要な箇所は択伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。</p>	<p>1 主伐</p> <p>(1) 皆伐面積の限度は次に示すところによる。 ※2</p> <p>ア 年当たりの伐採面積は皆伐区域面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）以内とし、前年度の当該区域の伐採許可面積が総年許可面積に達しない場合は、その達するまでの面積を加算した面積以内とする。</p> <p>イ 1 伐区の大きさはその保安林の箇所ごとに定める限度内とする。</p> <p>(2) 択伐の限度は別表 1 - (2) による。</p>	<p>1 植栽</p> <p>(1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所とで天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。</p> <p>(2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までに行うこととする。</p> <p>(3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。</p> <p>(4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。</p> <p>(5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。</p>	<p>1 主伐</p> <p>伐採は樹冠疎密度 80%以上の箇所について行う。</p>	<p>2 間伐</p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。</p>	<p>2 間伐</p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。</p>	<p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 皆伐面積の限度は毎年 2月1日 6月1日 9月1日 12月1日 に公表される。 公表日が日曜日に当たたる場合はその翌日、土曜日に当たたる場合はその翌々日とする。</p> <p>※3 森林法による知事の許可を要する。</p>
2 間伐	<p>伐採は樹冠疎密度 80%以上の箇所について行う。</p>	<p>2 間伐</p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。</p>	<p>2 間伐</p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。</p>	<p>2 間伐</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>2 間伐</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>※3 森林法による知事の許可を要する。</p>	

別表 1 - (2) 制限林の施業方法

施業方法		方 法		備 考
伐採方法	伐採方法 ※1 伐採制限	そ の 他		
<p>1 主 伐</p> <p>(1) 伐採は主として択伐とする。 ただし、保安施設事業施行地及びその周辺等の特に保安機能維持のため必要な箇所は禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齡以上の立木について行う。 ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。</p> <p>2 間 伐</p> <p>伐採は樹冠疎密度80%以上の箇所について行う。</p>	<p>1 主 伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の30%（植栽が義務付けられている森林は40%）以下とする。</p> <p>2 間 伐</p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内とする。</p>	<p>1 植 栽</p> <p>(1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所とで天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。</p> <p>(2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までに行うこととする。</p> <p>(3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。</p> <p>(4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。</p> <p>(5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。</p> <p>2 その他 ※2</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>施業に当たっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ること。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事への許可を要する。</p> <p>※2 森林法による知事の許可を要する。</p>	

別表 1 - (3) 制限林の施業方法

施業方法		方 法		備 考
伐採方法	伐採方法 ※1	植 栽	そ の 他	
<p>1 主 伐</p> <p>(1) 伐採は原則として禁ただし、被害を生ずる恐れが少ない箇所は択伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齡以上の立木について行う。ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。</p>	<p>1 主 伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の30%（植栽が義務付けられている森林は40%）以下とする。</p>	<p>1 植 栽</p> <p>原則として植栽は行わない。</p> <p>2 その他 ※2</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>施業に当たっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守る。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 森林法による知事の許可を要する。</p>	

別表 1 - (4) 制限林の施業方法

施業方法		方 法		備 考
伐採方法	伐採制限 ※1	主 伐	間 伐	
<p>1 主 伐</p> <p>(1) 伐採は原則として択伐とする。 なお、景観維持を目的とする森林のうち主要な利用施設または眺望点からの視界外にある箇所は区分皆伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。</p>	<p>1 主 伐</p> <p>(1) 皆伐面積の限度は次に示すところによる。 ※2</p> <p>ア 年当たりの伐採面積は皆伐区域面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）以内とし、前年度の当該区域の伐採許可面積が総年許可面積に達しない場合は、その達するまでの面積を加算した面積以内とする。</p> <p>イ 1 伐区の大きさはその保安林の箇所ごとに定める限度内とする。</p> <p>(2) 択伐の限度は別表 1 - (2) による。</p>	<p>1 植 栽</p> <p>(1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所とで天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。</p> <p>(2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までにを行うこととする。</p> <p>(3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。</p> <p>(4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。</p> <p>(5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。</p>	<p>2 間 伐</p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することを確認であると認められる範囲内とする。</p>	<p>施業に当たっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守る。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 皆伐面積の限度は毎年 2月1日 6月1日 9月1日 12月1日 に公表される。 公表日が日曜日に当たたる場合はその翌日、土曜日に当たたる場合はその翌々日とする。</p> <p>※3 森林法による知事の許可を要する。</p>
<p>2 間 伐</p> <p>伐採は樹冠疎密度 80%以上の箇所について行う。</p>	<p>2 間 伐</p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することを確認であると認められる範囲内とする。</p>	<p>2 その他 ※3</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>		

別表 1-(5) 制限林の施業方法

施業方法		その他	備考
伐採方法	※1 伐採制限		
<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採は主として択伐とする。 ただし、風致の保存のため特に必要がある箇所は禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし保安林の機能維持または強化のため特例のある場合はこの限りではない。</p> <p>2 間伐</p> <p>伐採は樹冠疎密度 80%以上の箇所について行う。</p>	<p>1 主伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の 30% (植栽が義務付けられている森林は 40%) 以下とする。</p> <p>2 間伐</p> <p>伐採の限度は、伐採年度当初の立木蓄積の 35% 以下で、おおむね 5 年後に樹冠疎密度が 80% 以上に回復する見込みの範囲内とする。</p>	<p>1 植栽</p> <p>(1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所が天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。</p> <p>(2) 植栽は伐採年度後 2 年以内に行うこととする。</p> <p>(3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。</p> <p>(4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。</p> <p>(5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。</p> <p>2 その他 ※2</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>施業に当たっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ること。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 森林法による知事の許可を要する。</p>

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha、比率：%

区分	区域面積 ①	森林面積							森林比率 ②/①×100
		総数 ②	国有林			民有林			
			総数	林野庁所管	其他省庁	総数	5条対象	5条対象外	
総数	127,855	101,279	57,274	57,252	22	44,005	44,005	-	79
中之条町	43,928	38,297	30,005	30,004	1	8,292	8,292	-	87
長野原町	13,385	9,417	2,313	2,312	1	7,104	7,104	-	70
嬭恋村	33,758	25,014	14,010	14,010	-	11,004	11,004	-	74
草津町	4,975	3,717	3,320	3,300	20	397	397	-	75
高山村	6,418	4,814	139	139	-	4,676	4,676	-	75
東吾妻町	25,391	20,022	7,489	7,489	-	12,533	12,533	-	79

注：区域面積は、令和3年度群馬県市町村要覧による。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	気温(°C)			年間降水量 (mm)	最高積雪深 (cm)	主風の方向	備考
	極最高	極最低	年平均				
中之条	38.0	-9.3	12.5	1,285	-	南東	
草津	31.3	-14.0	8.1	1,850	127	北北西	
田代	31.0	-15.2	8.0	1,547	-	南西	

注：前橋地方気象台資料（平成29年～令和3年度）による。

イ 地 勢

本文「I計画の大綱」の項に記載のとおり。

ウ 地質・土壌等

本文「I計画の大綱」の項に記載のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区分	総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地
総数	127,855	101,279	8,787	1,143	7,650	17,787	2,381
中之条町	43,928	38,297	1,210	417	789	4,421	506
長野原町	13,385	9,417	1,240	37	1,200	2,728	474
嬭恋村	33,758	25,014	3,990	97	3,900	4,754	445
草津町	4,975	3,717	91	-	91	1,167	246
高山村	6,418	4,814	516	156	360	1,088	161
東吾妻町	25,391	20,022	1,740	436	1,310	3,629	549

注：1 総数及び宅地は令和3年群馬県市町村要覧による。

2 農地は令和2年～令和3年関東農林水産統計年報による。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
総数	220,355	17,225	16,656	550	19	43,416	159,714
中之条町	49,768	1,642	1,462	180	-	7,414	40,712
長野原町	26,505	2,090	2,012	74	4	3,230	21,185
嬭恋村	41,825	7,692	7,563	118	11	5,484	28,649
草津町	27,062	141	134	7	-	3,905	23,016
高山村	13,630	760	718	42	-	4,566	8,304
東吾妻町	61,565	4,900	4,767	129	4	18,817	37,848

注：平成29年度市町村民経済計算による。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
総数	27,213	4,038	3,864	160	14	4,910	17,813
中之条町	7,684	743	676	67	-	1,638	5,253
長野原町	2,808	446	432	14	-	368	1,879
嬭恋村	5,068	1,627	1,603	18	6	543	2,842
草津町	3,323	36	34	2	-	245	2,952
高山村	1,668	216	191	25	-	444	1,007
東吾妻町	6,662	970	928	34	8	1,672	3,880

注：1 令和2年度国勢調査による。

2 総数には分類不能を含む。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		44,005	11,231	120	162	-	-	241	7	1	401	20	2		
立木地	総数	総数	41,683	11,231	120	162	-	-	241	7	1	401	20	2	
		針	21,270	8,265	89	104	-	-	8	-	-	75	3	0	
		広	20,414	2,966	31	58	-	-	233	7	1	326	17	2	
	人工林	総数	総数	21,454	8,254	91	128	-	-	153	5	1	230	14	1
			針	20,872	8,209	88	103	-	-	6	-	-	75	3	0
			広	583	45	3	25	-	-	147	5	1	155	10	1
		育成単層林	総数	21,183	8,171	89	128	-	-	153	5	1	230	14	1
			針	20,607	8,128	87	103	-	-	6	-	-	75	3	0
			広	576	44	3	25	-	-	147	5	1	155	10	1
		育成複層林	総数	111 161	45 37	0 1	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
			針	111 154	45 36	0 1	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
			広	0 7	0 1	0 0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	天然林	総数	総数	20,229	2,977	29	34	-	-	87	2	0	171	7	1
			針	398	56	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-
			広	19,831	2,921	28	33	-	-	86	2	0	171	7	1
		育成単層林	総数	19,250	2,830	28	30	-	-	84	2	0	164	6	1
			針	0	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	19,250	2,830	28	30	-	-	84	2	0	164	6	1
		育成複層林	総数	3 -	0 -	0 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
			針	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
			広	3 -	0 -	0 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
天然生林		総数	976	147	1	4	-	-	3	0	0	6	0	0	
		針	398	56	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	
		広	578	91	1	3	-	-	2	0	0	6	0	0	
竹林		209	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地	総数	631	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	伐採跡地	175	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	未立木地	456	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
更新困難地		1,482	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注：複層林の数値は、上層木の占有割合の数値を上段に、下層木の占有割合の数値を下段に、それぞれ記載した。

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

4 齡級			5 齡級			6 齡級			7 齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
325	21	2	549	55	3	1,142	134	6	978	169	6
325	21	2	549	55	3	1,142	134	6	978	169	6
52	4	0	236	30	2	368	61	4	521	119	5
273	17	1	312	25	1	774	73	2	457	50	1
111	9	1	277	35	3	413	66	4	576	126	5
52	4	0	236	30	2	368	61	4	521	119	5
59	5	0	41	4	0	45	6	0	55	7	0
108	9	1	261	33	2	410	65	4	529	116	5
49	4	0	221	28	2	365	60	4	476	109	4
59	5	0	41	4	0	45	6	0	53	7	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
3	0	0	16	2	0	3	1	0	47	10	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
3	0	0	16	2	0	3	1	0	45	10	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	0	0	0	-	-	-	2	0	0
215	12	1	271	20	1	729	68	2	402	43	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
215	12	1	271	20	1	729	68	2	402	43	1
212	12	1	267	20	1	725	67	2	401	43	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
212	12	1	267	20	1	725	67	2	401	43	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0	0	4	0	0	4	0	0	1	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0	0	4	0	0	4	0	0	1	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分		8 齡級			9 齡級			1 0 齡級			1 1 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		2,140	392	9	1,811	385	7	2,552	624	9	3,840	1,085	13		
立木地	総数	総数	2,140	392	9	1,811	385	7	2,552	624	9	3,840	1,085	13	
		針	887	244	7	834	260	6	1,231	443	7	2,172	843	10	
		広	1,253	148	2	977	124	2	1,321	181	2	1,668	242	2	
	人工林	総数	総数	935	250	7	841	261	6	1,231	443	7	2,172	843	10
			針	887	244	7	834	260	6	1,231	443	7	2,172	843	10
			広	48	6	0	7	1	0	-	-	-	-	-	-
		育成単層林	総数	845	226	6	835	259	6	1,231	442	7	2,156	837	10
			針	803	221	6	828	258	6	1,231	442	7	2,156	837	10
			広	42	5	0	7	1	0	-	-	-	-	-	-
		育成複層林	総数	2 87	1 22	0 1	2 4	1 1	0 0	0 -	0 -	0 -	16 0	6 0	0 0
			針	2 83	1 22	0 1	2 4	1 1	0 0	0 -	0 -	0 -	16 0	6 0	0 0
			広	0 5	0 1	0 0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	天然林	総数	総数	1,205	142	2	970	124	2	1,321	181	2	1,668	242	2
			針	0	0	-	0	0	0	-	-	-	-	-	-
			広	1,205	142	2	969	124	2	1,321	181	2	1,668	242	2
		育成単層林	総数	1,187	140	2	946	120	2	1,298	177	2	1,630	235	2
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	1,187	140	2	946	120	2	1,298	177	2	1,630	235	2
育成複層林		総数	0 -	0 -	- -	2 -	0 -	0 -	0 -	0 -	- -	- -	- -	- -	
		針	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
		広	0 -	0 -	- -	2 -	0 -	0 -	0 -	0 -	- -	- -	- -	- -	
天然生林		総数	18	3	0	21	3	0	23	4	0	38	7	0	
		針	0	0	-	0	0	0	-	-	-	-	-	-	
		広	18	3	0	21	3	0	23	4	0	38	7	0	
竹林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	伐採跡地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	未立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
更新困難地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級			1 5 齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
4,837	1,546	15	6,488	2,025	16	6,523	2,030	13	3,976	1,156	7
4,837	1,546	15	6,488	2,025	16	6,523	2,030	13	3,976	1,156	7
3,194	1,294	12	3,909	1,615	13	3,478	1,527	10	1,870	806	5
1,643	252	3	2,578	410	3	3,045	503	3	2,106	350	2
3,194	1,294	12	3,773	1,600	13	3,461	1,524	10	1,788	795	5
3,194	1,294	12	3,772	1,600	13	3,461	1,524	10	1,788	795	5
-	-	-	1	0	0	-	-	-	-	-	-
3,180	1,289	12	3,737	1,586	13	3,441	1,515	10	1,779	791	5
3,180	1,289	12	3,736	1,585	13	3,441	1,515	10	1,779	791	5
-	-	-	1	0	0	-	-	-	-	-	-
14	5	0	36	14	0	20	9	0	9	4	0
-	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	-
14	5	0	36	14	0	20	9	0	9	4	0
-	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,643	252	3	2,715	425	3	3,062	505	3	2,188	361	2
0	0	-	137	15	0	17	2	0	83	11	0
1,643	252	3	2,578	410	3	3,045	503	3	2,106	350	2
1,614	246	2	2,468	393	3	2,970	491	3	2,036	340	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,614	246	2	2,468	393	3	2,970	491	3	2,036	340	2
0	0	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0	0	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	5	0	247	32	1	92	15	0	152	21	0
0	0	-	137	15	0	17	2	0	83	11	0
29	5	0	110	17	0	75	12	0	70	10	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分		1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		1,935	502	3	1,055	297	2	941	258	2	424	138	1		
立木地	総数	総数	1,935	502	3	1,055	297	2	941	258	2	424	138	1	
		針	644	287	2	435	194	1	349	159	1	237	106	1	
		広	1,291	214	1	619	103	1	592	99	1	187	31	0	
	人工林	総数	総数	644	287	2	413	191	1	348	159	1	236	106	1
			針	644	287	2	413	191	1	348	159	1	236	106	1
			広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		育成単層林	総数	635	284	2	410	189	1	348	159	1	235	106	1
			針	635	284	2	410	189	1	348	159	1	235	106	1
			広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		育成複層林	総数	8	4	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0
			針	8	4	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0
			広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	天然林	総数	総数	1,292	214	1	642	107	1	593	99	1	188	31	0
			針	0	0	-	22	3	0	1	0	0	1	0	0
			広	1,291	214	1	619	103	1	592	99	1	187	31	0
		育成単層林	総数	1,227	205	1	604	101	1	587	98	1	184	31	0
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	1,227	205	1	604	101	1	587	98	1	184	31	0
		育成複層林	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
天然生林		総数	65	10	0	38	6	0	6	1	0	5	1	0	
		針	0	0	-	22	3	0	1	0	0	1	0	0	
		広	64	9	0	15	2	0	5	1	0	4	1	0	
竹林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	伐採跡地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	未立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
更新困難地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

2 0 齡級			2 1 齡級以上		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
357	111	1	1,007	277	2
357	111	1	1,007	277	2
169	79	1	495	191	1
188	31	0	512	86	0
169	79	1	361	167	1
169	79	1	361	167	1
-	-	-	-	-	-
169	79	1	360	167	1
169	79	1	360	167	1
-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	0	0
-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	0	0
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
188	31	0	646	111	1
0	0	-	134	25	0
188	31	0	512	86	0
187	31	0	431	72	0
-	-	-	-	-	-
187	31	0	431	72	0
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
1	0	-	215	39	0
0	0	-	134	25	0
0	0	-	81	14	0
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分		総数	立											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広
総数	面積	41,683	41,683	21,270	20,414	21,454	20,872	583	21,183	20,607	576	272	265	7
	材積	11,231	11,231	8,265	2,966	8,254	8,209	45	8,171	8,128	44	82	81	1
	成長量	120	120	89	31	91	88	3	89	87	3	2	2	0
制限林	面積	13,538	13,538	7,538	6,000	7,437	7,179	257	7,190	6,939	251	247	240	7
	材積	3,543	3,543	2,650	893	2,624	2,601	23	2,549	2,527	22	75	74	1
	成長量	42	42	33	9	33	32	1	32	31	1	1	1	0
普通林	面積	28,146	28,146	13,732	14,413	14,017	13,692	325	13,992	13,668	325	25	24	0
	材積	7,688	7,688	5,615	2,073	5,630	5,608	22	5,623	5,601	22	7	7	0
	成長量	78	78	56	22	58	56	2	57	56	2	0	0	0

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

木 地												竹 林	無 立 木 地			更 新 困 難 地
天 然 林													総 数	伐 採 跡 地	未 立 木 地	
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
20,229	398	19,831	19,250	0	19,250	3	-	3	976	398	578	-	-	-	-	
2,977	56	2,921	2,830	-	2,830	0	-	0	147	56	91	-	-	-	-	
29	1	28	28	-	28	0	-	0	1	1	1	-	-	-	-	
6,101	358	5,743	5,512	-	5,512	3	-	3	586	358	228	-	-	-	-	
919	49	870	838	-	838	0	-	0	81	49	32	-	-	-	-	
9	1	8	8	-	8	0	-	0	1	1	0	-	-	-	-	
14,128	40	14,088	13,738	0	13,737	0	-	0	390	40	351	-	-	-	-	
2,058	7	2,051	1,992	-	1,992	0	-	0	66	7	59	-	-	-	-	
20	0	20	20	-	20	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-	

(3) 市町村別森林資源表

区 分		総 数	立 木											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広
総数	面積	44,005	41,683	21,270	20,414	21,454	20,872	583	21,183	20,607	576	272	265	7
	材積	11,231	11,231	8,265	2,966	8,254	8,209	45	8,171	8,128	44	82	81	1
中之条町	面積	8,292	8,134	4,708	3,426	4,750	4,702	48	4,666	4,618	48	85	85	0
	材積	2,477	2,477	1,964	513	1,968	1,963	5	1,941	1,937	5	26	26	0
長野原町	面積	7,104	7,003	2,885	4,119	2,954	2,885	69	2,812	2,749	63	141	135	6
	材積	1,625	1,625	1,018	607	1,025	1,018	7	981	975	6	44	43	1
嬭恋村	面積	11,004	9,262	3,428	5,834	3,072	3,038	34	3,054	3,020	34	19	18	0
	材積	2,049	2,049	1,192	857	1,139	1,137	2	1,134	1,132	2	6	5	0
草津町	面積	397	363	65	298	64	63	0	64	63	0	-	-	-
	材積	70	70	25	46	24	24	0	24	24	0	-	-	-
高山村	面積	4,676	4,575	2,821	1,754	3,077	2,820	257	3,066	2,809	257	11	11	-
	材積	1,208	1,208	994	214	1,012	994	18	1,010	992	18	2	2	-
東吾妻町	面積	12,533	12,345	7,363	4,983	7,537	7,362	175	7,521	7,347	174	16	15	0
	材積	3,802	3,802	3,072	729	3,085	3,072	13	3,081	3,068	13	4	4	0

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

地												竹林	無立木地			更新困難地
天然林													総数	伐採跡地	未立木地	
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
20,229	398	19,831	19,250	0	19,250	3	-	3	976	398	578	209	631	175	456	1,482
2,977	56	2,921	2,830	-	2,830	0	-	0	147	56	91	-	-	-	-	-
3,384	6	3,378	3,293	-	3,293	0	-	0	91	6	85	75	82	43	39	-
510	1	509	494	-	494	0	-	0	16	1	15	-	-	-	-	-
4,049	0	4,049	4,026	-	4,026	-	-	-	23	0	23	7	91	32	59	2
600	0	600	597	-	597	-	-	-	3	0	3	-	-	-	-	-
6,190	390	5,800	5,503	0	5,503	-	-	-	686	389	297	1	287	29	258	1,454
910	55	855	812	-	812	-	-	-	98	55	43	-	-	-	-	-
300	2	298	298	-	298	-	-	-	2	2	-	-	9	0	8	25
46	0	46	46	-	46	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-
1,498	0	1,498	1,426	-	1,426	3	-	3	69	0	69	21	80	57	23	-
196	0	196	184	-	184	0	-	0	12	0	12	-	-	-	-	-
4,809	1	4,808	4,704	-	4,704	0	-	0	105	1	104	105	81	13	69	1
716	0	716	698	-	698	0	-	0	18	0	18	-	-	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表

区 分		総 数	立 木												
			総 数			人 工 林									
						総 数			育成単層林			育成複層林			
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	
総数	面積	44,005	41,683	21,270	20,414	21,454	20,872	583	21,183	20,607	576	272	265	7	
	材積	11,231	11,231	8,265	2,966	8,254	8,209	45	8,171	8,128	44	82	81	1	
県有林	面積	987	977	534	443	568	534	33	458	430	28	110	104	6	
	材積	253	253	184	70	188	184	4	154	150	3	34	33	1	
市町村有林	面積	5,713	4,978	3,163	1,816	3,164	3,079	86	3,119	3,033	86	45	45	-	
	材積	1,381	1,381	1,112	269	1,108	1,100	8	1,095	1,087	8	12	12	-	
私有林	法人	面積	7,193	6,388	2,520	3,867	2,437	2,335	102	2,434	2,332	102	3	3	-
		材積	1,495	1,495	929	566	906	901	5	905	900	5	1	1	-
	共有	面積	6,442	6,173	3,250	2,924	3,321	3,131	190	3,286	3,097	190	35	34	1
		材積	1,546	1,546	1,150	396	1,150	1,135	15	1,139	1,124	15	11	11	0
	個人	面積	23,621	23,118	11,768	11,350	11,930	11,759	171	11,851	11,681	170	79	78	1
		材積	6,539	6,539	4,877	1,662	4,888	4,876	12	4,863	4,851	12	24	24	0
その他	面積	49	49	35	14	35	35	-	35	35	-	-	-	-	
	材積	17	17	14	2	14	14	-	14	14	-	-	-	-	

単位 面積：ha、材積・成長量：1,000m³

地												竹林	無立木地			更新困難地
天然林													総数	伐採跡地	未立木地	
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
20,229	398	19,831	19,250	0	19,250	3	-	3	976	398	578	209	631	175	456	1,482
2,977	56	2,921	2,830	-	2,830	0	-	0	147	56	91	-	-	-	-	-
410	-	410	410	-	410	-	-	-	-	-	-	0	9	3	6	0
66	-	66	66	-	66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,814	84	1,730	1,719	-	1,719	2	-	2	93	84	8	1	85	21	64	649
273	12	261	260	-	260	0	-	0	13	12	1	-	-	-	-	-
3,951	186	3,765	3,638	-	3,638	-	-	-	313	186	127	6	157	34	123	643
589	28	561	542	-	542	-	-	-	47	28	19	-	-	-	-	-
2,852	119	2,733	2,504	-	2,504	1	-	1	348	119	229	11	71	18	52	187
396	15	381	347	-	347	0	-	0	49	15	34	-	-	-	-	-
11,188	9	11,179	10,967	0	10,967	0	-	0	221	9	212	192	309	98	211	3
1,651	1	1,650	1,613	-	1,613	0	-	0	38	1	37	-	-	-	-	-
14	-	14	12	-	12	-	-	-	2	-	2	0	0	-	0	-
2	-	2	2	-	2	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-

(5) 制限林の種類別面積

区 分	保			安				林				計
	水 源 林 かん 養	土 砂 流 出 防 備	土 砂 崩 壊 防 備	飛 砂 防 備	防 風 保 安 林	水 害 防 備	干 害 防 備	な だ れ 防 止	落 石 防 止	保 健 保 安 林	風 致 保 安 林	
総数	(-) 5,432	(-) 5,256	(-) 145	(-) -	(-) 74	(-) -	(-) 222	(-) -	(-) 14	(523) 24	(-) -	(523) 11,166
中之条町	(-) 430	(-) 576	(-) 26	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 0	(-) -	(-) -	(-) 1,033
長野原町	(-) 1,619	(-) 729	(-) 15	(-) -	(-) 26	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 12	(-) -	(-) -	(-) 2,402
嬭恋村	(-) 779	(-) 1,085	(-) 90	(-) -	(-) 47	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(523) 5	(-) -	(523) 2,006
草津町	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
高山村	(-) 2,170	(-) 91	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 1	(-) 19	(-) -	(-) 2,282
東吾妻町	(-) 435	(-) 2,773	(-) 13	(-) -	(-) 1	(-) -	(-) 222	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 3,444

注：1 左側の欄から記入し、左側の制限林と重複する面積は上段に()書きで外数とした。
 2 砂防指定地より右側の面積は見込みである。

単位 面積:ha

保安施設地区	砂防指定地	急傾斜地 崩壊危険区域	自然公園(国立公園)						自然環境保全 地域特別地区	天然記念物 史跡名勝	合計
			特別保護区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	普通地区	計			
(-)	(62)	(7)	(272)	(-)	(957)	(316)	(-)	(1,546)	(3)	(10)	(2,150)
-	148	31	-	1,311	1,947	525	-	3,782	-	0	15,128
(-)	(1)	(4)	(-)	(-)	(28)	(-)	(-)	(28)	(-)	(-)	(33)
-	33	10	-	-	79	-	-	79	-	0	1,155
(-)	(2)	(-)	(-)	(-)	(230)	(-)	(-)	(230)	(3)	(-)	(235)
-	17	6	-	9	339	-	-	348	-	-	2,772
(-)	(39)	(2)	(272)	(-)	(699)	(316)	(-)	(1,288)	(-)	(10)	(1,862)
-	42	6	-	1,302	1,502	525	-	3,328	-	-	5,382
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
-	2	-	-	-	27	-	-	27	-	-	29
(-)	(15)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(15)
-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,293
(-)	(5)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(6)
-	43	10	-	-	0	-	-	0	-	-	3,497

(6) 樹種別面積・材積表

単位 面積：h a、材積：1,000m³

林種 樹種	総数		人工林		天然林	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積
総 数	41,696	11,231	21,463	8,254	20,233	2,977
ス ギ	8,987	4,027	8,987	4,027	-	-
ヒ ノ キ	1,967	505	1,967	505	-	-
マ ツ	2,842	1,099	2,840	1,099	2	0
カ ラ マ ツ	6,941	2,539	6,940	2,539	1	-
その他針葉樹	534	95	139	40	395	56
ク ヌ ギ	214	39	5	0	210	38
ア カ シ ア	55	9	0	0	55	9
ぼう芽更新	19,255	2,830	-	-	19,255	2,830
天然下種更新	305	43	-	-	305	43
その他広葉樹	596	45	585	44	10	1

(7) 特定保安林の指定状況

単位 面積：h a

市町村	特定保安林					要整備森林		備考
	番号	面 積				箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林	その他			
該当なし								

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積：h a

区分	荒廃地			荒廃危険地
	崩壊地	地すべり地	小計	
管内総数	0.87	-	0.87	4,099.35
中之条町	0.14	-	0.14	1,374.18
長野原町	0.20	-	0.20	856.25
嬭恋村	0.20	-	0.20	345.60
草津町	-	-	-	15.55
高山村	-	-	-	234.77
東吾妻町	0.33	-	0.33	1,273.00

(9) 森林の被害

単位 面積：h a

種類	山火事			水害			雪害			凍害			病虫害			野兎鼠害			獣害		
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
総数	1.0	-	9.0	7.3	0.1	-	-	-	-	-	1.2	-	0.4	0.1	0.6	-	-	-	3.0	5.0	5.0
中之条町	-	-	3.0	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	0.4	0.4	0.4
長野原町	-	-	-	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.5	0.5
嬭恋村	-	-	3.0	5.4	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
草津町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高山村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2	0.0	0.1	-	-	-	1.3	1.4	1.4
東吾妻町	1.0	-	3.0	0.5	-	-	-	-	-	-	1.2	-	0.2	0.0	0.6	-	-	-	1.4	2.7	2.7

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

所有階層別		総数	0.3 未満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~3.0	3.0~5.0
区分							
総数	所有者数	12,535	3,395	1,542	2,141	3,089	948
	面積	44,018	503	597	1,533	5,421	3,660
中之条町	所有者数	3,557	1,189	427	545	794	252
	面積	8,292	162	165	388	1,393	960
長野原町	所有者数	1,389	349	165	241	341	110
	面積	7,109	55	63	175	586	428
嬭恋村	所有者数	2,264	462	264	435	651	186
	面積	11,004	74	104	313	1,178	710
草津町	所有者数	117	23	14	19	29	16
	面積	397	4	5	14	54	63
高山村	所有者数	877	259	102	119	204	49
	面積	4,683	40	39	83	370	187
東吾妻町	所有者数	4,331	1,113	570	782	1,070	335
	面積	12,533	168	221	560	1,839	1,312

注：複数の市町村に森林を所有する所有者については、森林の所在する各市町村ごとに集計を行っている。

単位 所有者数：人 面積：h a

5.0～10.0	10.0～ 20.0	20.0～ 30.0	30.0～ 50.0	50.0～ 100.0	100.0～ 200.0	200.0～ 500.0	500.0 以上
788	379	108	58	43	24	13	7
5,493	5,298	2,552	2,218	2,808	3,127	4,390	6,418
215	93	19	12	7	3	-	1
1,490	1,308	441	479	425	388	-	692
81	52	20	8	8	9	4	1
558	703	466	300	547	1,136	1,404	690
147	69	17	9	11	6	4	3
1,049	982	395	354	713	780	1,259	3,094
6	6	3	-	1	-	-	-
47	78	73	-	58	-	-	-
77	36	11	6	7	5	1	1
540	521	274	217	453	693	205	1,061
262	123	38	23	9	1	4	1
1,809	1,707	902	868	612	130	1,522	881

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：h a

区分	総 数		公有林		私有林		備 考
	人 数	面 積	人 数	面 積	人 数	面 積	
総数	(47)	(4,704)	(4)	(1,601)	(43)	(3,103)	
	60	5,698	4	1,608	56	4,090	
中之条町	(8)	(419)	(-)	(-)	(8)	(419)	
	10	492	-	-	10	492	
長野原町	(6)	(467)	(1)	(290)	(5)	(178)	
	8	757	1	297	7	460	
嬭恋村	(4)	(1,151)	(1)	(919)	(3)	(232)	
	4	1,151	1	919	3	232	
草津町	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	-	-	-	-	-	-	
高山村	(12)	(1,032)	(-)	(-)	(12)	(1,032)	
	14	1,194	-	-	14	1,194	
東吾妻町	(17)	(1,635)	(2)	(392)	(15)	(1,243)	
	22	2,105	2	392	20	1,713	

注：1 令和3年度末時点での認定状況。

2 市町村別の人数欄は、当該市町村の森林についてたてられている森林経営計画の認定森林所有者等の数を記載し、当該市町村に在住し、かつ、当該市町村に森林を所有する認定森林所有者等の数を上段に（）書きで内数とした。

3 市町村別の面積欄は、人数欄の人数に対応する面積を記載し、人数欄の（）書きの人数に対応する面積を上段に（）書きで内数とした。

4 総数の欄の人数は市町村別内訳の合計でなく当該管内及び当該森林計画区の認定森林所有者等の数を記載。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積：h a

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備 考
	件数	面積	件数	面積	
総数	41	39	3	27	
中之条町	20	24	1	23	
長野原町	-	-	-	-	
嬭恋村	11	5	-	-	
草津町	-	-	-	-	
高山村	2	2	1	2	
東吾妻町	8	8	1	2	

注：令和3年度末時点での設定状況。

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤理事 ・ 職員数	出資金総数	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
森 林 組 合	総数	1組合	2,893	19	64,924	21,776	
	中之条町	吾妻	2,893	19	64,924	21,776	
	長野原町						
	嬭恋村						
	高山村						
	東吾妻町						
生 産 森 林 組 合	総数	14組合	1,445	80	107,395	513	
	中之条町	五反田	141	7	3,666	28	
	嬭恋村	千俣	275	7	8,376	55	
	高山村	火の口	24	5	8,553	23	
		千駄平	267	9	14,685	66	
		破風の沢	115	5	6,739	33	
		五領	40	4	30,240	118	
		見沢	61	6	3,950	21	
		南山	33	5	2,673	16	
		梅沢茶屋ヶ松	39	4	1,560	7	
		判形	125	5	3,375	18	
		熊野	32	6	5,338	31	
		北山	100	5	9,300	53	
	北之谷	38	5	4,290	23		
東吾妻町	岩下	155	7	4,650	21		

注：令和3年度版森林組合現況表による。

イ 事業内容及び活動状況等

本文「I計画の大綱」の項に記載のとおり。

(5) 林業事業体等の現況

単位：事業者数

区分	造林業	素材生産業	木材卸売業		木材・木製品製造業			その他
				うち 素材市売市場	製造業	チップ生産	その他	
総数	2	12	6	-	8	1	-	-
中之条町	-	5	3	-	5	-	-	-
長野原町	1	1	1	-	1	-	-	-
嬭恋村	-	-	-	-	1	-	-	-
草津町	-	1	-	-	-	-	-	-
高山村	-	2	-	-	-	-	-	-
東吾妻町	1	3	2	-	1	1	-	-

注：令和3年次木材基本調査による。

(6) 林業労働力の概況

ア 林業後継者等

区分	林研グループ		
	団体数	人数	摘要
総数	1	9	
中之条町	-	-	
長野原町	-	-	
嬭恋村	1	9	
草津町	-	-	
高山村	-	-	
東吾妻町	-	-	

注：令和3年度末資料による。

イ 森林組合における作業班の年齢階層別作業員数

単位：人

組合名	総数		30才未満		30～39		40～49		50～59		60才以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数	26	-	-	-	6	-	13	-	2	-	5	-
吾妻	26	-	-	-	6	-	13	-	2	-	5	-

注：令和3年度版森林組合現況表による。

ウ 森林組合における作業班員の就業日数別作業員数

単位 実人員：人、延日数：日

組合名	総数		59日以下		60～149		150～209		210日以上	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
総数	26	6,520	1	51	1	110	-	-	24	6,359
吾妻	26	6,520	1	51	1	110	-	-	24	6,359

注：令和3年度版森林組合現況表による。

(7) 林業機械化の概況

機械種名	摘 要	単 位	所 有 区 分 別 数 量								
			公 有 林	学 校 林	会 社	森 林 組 合	そ の 他 組 合	林 研 グ ル ー プ	集 落	個 人	合 計
ハーベスタ		台	-	-	2	-	-	-	-	-	2
タワーヤーダ		〃	-	-	-	1	-	-	-	-	1
スイングヤーダ		〃	-	-	5	-	1	-	-	-	6
フォワード	積載式集材専用トラクタ	〃	-	-	5	2	1	-	-	2	10
プロセッサ		〃	-	-	6	3	4	-	-	-	13
スキッド	牽引式集材専用のトラクタ	〃	-	-	1	1	-	-	-	-	2
その他の高性能林業機械	従来の高性能林業機械以外の高性能林業機械	〃	-	-	2	1	2	-	-	-	5
索道重量式		セット	-	-	-	-	-	-	-	-	-
索道動力式		〃	-	-	2	-	-	-	-	-	2
小型集材機	動力10ps未満	台	-	-	1	1	-	-	-	1	3
大型集材機	動力10ps以上	〃	-	-	9	1	4	-	-	1	15
モノケーブル	ジグザグ集材施設	〃	-	-	-	1	-	-	-	-	1
リモコンウインチ		〃	-	-	-	1	-	-	-	-	1
自走式搬器		〃	-	-	1	1	-	-	-	-	2
モノレール	懸垂式を含む	〃	-	-	1	-	-	-	-	-	1
小型運材車	動力20ps未満	〃	-	-	4	2	-	-	-	3	9
小型運材車	動力20ps以上	〃	-	-	6	5	9	-	-	7	27
ホイールトラクタ	主として集材用	〃	-	-	4	1	-	-	-	2	7
クローラトラクタ	〃	〃	-	-	8	-	2	-	-	3	13
育林用トラクタ	主として育林作業用	〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フォークリフト		〃	-	-	2	6	-	-	-	2	10
フォークローダ		〃	-	-	1	-	-	-	-	-	1
クレーン	トラッククレーン、ホイールクレーン等	〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クレーン付トラック		〃	-	-	3	2	4	-	-	10	19
トラクタショベル	搬出、育林等に係わる土工用	〃	-	-	5	-	-	-	-	-	5
バックホー	〃	〃	-	-	22	1	-	-	-	9	32
チェーンソー		〃	16	-	81	73	15	-	-	384	569
刈払機	携帯式刈払機	〃	37	-	60	43	14	-	-	583	737
植穴掘機		〃	-	-	11	-	-	-	-	-	11
動力枝打機	自動木登り式	〃	-	-	1	1	-	-	-	-	2
動力枝打機	上記以外のもの	〃	1	-	-	-	-	-	-	-	1
苗畑用トラクタ		〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チェーンソーリモコン装置	リモコンチェーンソー架台	〃	-	-	6	-	-	-	-	-	6
グラップル運材機能なし	グラップルローダ作業車	〃	-	-	12	9	13	-	-	5	39
グラップル運材機能あり	グラップルローダ付トラック	〃	-	-	1	1	-	-	-	3	5
樹木粉碎器	伐倒木等を粉碎する機械	〃	6	-	3	1	-	-	1	-	11

注：1 本表の林業機械は、主として伐採搬出（貯木場での作業を含む）、育林（苗木生産、地拵、植付、下刈、除伐等）に使用されるもの。（製材工場で使用されるものは含まない。）

2 令和2年度において1日以上稼働したもので、令和3年3月31日現在保有しているもの。

3 その他組合とは機械利用共同組合、素材生産組合等。

(8) 作業路網等の整備の概況

単位 路線数：箇所、延長：m、密度m/ha

区 分	路線数累計	延長累計	密 度
総数	1,081	892,129	20
中之条町	229	166,420	20
長野原町	64	85,520	12
嬭恋村	121	96,782	9
草津町	2	1,702	4
高山村	178	154,522	33
東吾妻町	487	387,183	31

注：令和3年度までの累計の実績である。

(9) その他

林産物の生産量

区 分	生しいたけ t	乾しいたけ t	なめこ t	えのきたけ t	ひらたけ t	ぶなしめじ t	まいたけ t	竹材 束
総 数	129	0	5	265	0	-	49	-
中之条町	24	0	5	-	-	-	15	-
長野原町	41	0	0	-	0	-	34	-
嬭恋村	8	0	-	265	-	-	-	-
草津町	-	-	-	-	-	-	-	-
高山村	32	-	-	-	-	-	-	-
東吾妻町	23	-	-	-	-	-	-	-

区 分	桐材 m3	木炭 t	薪 m3	タケノコ t	フキ t	フキノトウ t	ワラビ t	タラノメ t
総 数	-	21	1,167	-	14	2	0	2
中之条町	-	7	-	-	13	1	-	-
長野原町	-	1	987	-	-	-	-	0
嬭恋村	-	-	-	-	-	-	-	-
草津町	-	-	-	-	-	-	-	-
高山村	-	12	180	-	0	-	-	0
東吾妻町	-	1	-	-	1	1	0	2

注：令和3年次の実績である。

4 前期計画の実行状況（過去5年間）

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：1,000m³、実行歩合：%

区分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	180	400	580	146	231	377	81	58	65
針葉樹	150	400	550	101	231	332	67	58	60
広葉樹	30	—	30	45	—	45	150	—	150

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年（平成30～令和4年度）の計画量である。
 2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。
 ただし、令和4年度の実行量は見込値である。

(2) 間伐面積

単位 面積：h a、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
5,000	1,827	37

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年（平成30～令和4年度）の計画量である。
 2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。
 ただし、令和4年度の実行量は見込値である。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：h a、実行歩合：%

総 数			人工造林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
620	263	42	410	193	47	210	70	33

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年（平成30～令和4年度）の計画量である。
 2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。
 ただし、令和4年度の実行量は見込値である。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km、実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 延 長		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基幹路網	10.0	4.6	46%	64.4	10.7	17%
うち林業専用道	3.5	2.9	83%	0.5	-	0%

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成30～令和4年度)の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和4年度の実行量は見込値である。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

区 分	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	1711	502	29	1	6	588
水源涵養のための保安林	1119	119	11	-	0	-
災害防備のための保安林	592	383	65	1	5	548
保健、風致の保存等のための保安林	54	-	-	-	-	-

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
-	-	-

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：%

区分	治山事業施行地区数		
	計 画	実 行	実行歩合
山地治山(箇所)	100	59	59
総合治山(箇所)	-	-	-
水源地域整備(箇所)	-	-	-
保安林整備(地区)	7	4	57

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成30～令和4年度)の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和4年度の実行量は見込値である。

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

施業区分		計 画	実 行	実行歩合
造 林	総 数	-	-	-
	人工林	-	-	-
	天然林	-	-	-
保 育		-	-	-
伐 採	総 数	-	-	-
	主 伐	-	-	-
	間 伐	-	-	-
その他		-	-	-

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成30～令和4年度)の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和4年度の実行量は見込値である。

5 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農 用 地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、工 場等建物敷地及 びその付帯施設	道 路 敷	ダ ム 敷	そ の 他 民 有 地	原 野	合 計
49	1	39	13	-	108	2	213

注：前計画の前半5ヶ年(平成30～令和4年度)での異動量である。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農 用 地	牧草採草地	そ の 他 民 有 地	国 有 林 官行造林地	合 計
1	1	-	2	-	3

注：前計画の前半5ヶ年(平成30～令和4年度)での異動量である。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：h a、材積：1,000m³、延長：km

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総 数	800	890	940	980	1,010	1,030	1,030	1,040
		針葉樹	790	880	930	970	1,000	1,010	1,010	1,020
		広葉樹	10	10	10	10	10	20	20	20
	主伐	総 数	380	430	480	520	550	570	570	580
		針葉樹	370	420	470	510	540	550	550	560
		広葉樹	10	10	10	10	10	20	20	20
	間伐	総 数	420	460	460	460	460	460	460	460
		針葉樹	420	460	460	460	460	460	460	460
		広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-
造林面積	総 数	820	900	900	900	900	900	900	900	
	人工造林	590	650	650	650	650	650	650	650	
	天然更新	230	250	250	250	250	250	250	250	
林道開設延長		7	7	42						

注：第Ⅰ分期は令和5年度から5年間、第Ⅱ分期は令和10年度から5年間、以下5年ごとの計画量である。

(2) 分期別期首資源表

(2) 分期別期首資源表

単位：面積：ha、材積：1,000m³

区分	総数	面積												材積
		1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11・12 齢級	13・14 齢級	15・16 齢級	17・18 齢級	19・20 齢級	21齢級 以上		
第Ⅰ分期	総数	41,683	726	1,691	3,118	4,363	8,677	13,011	5,911	1,996	781	1,007	11,194	
	人工林	21,454	341	690	1,511	2,073	5,366	7,234	2,431	761	404	361	8,217	
	育成単層林	21,183	338	672	1,374	2,066	5,336	7,178	2,414	758	404	360	8,171	
	育成複層林	272	3	19	137	6	30	56	17	3	0	1	45	
第Ⅲ分期	総数	20,229	121	1,000	1,607	2,291	3,311	5,777	3,480	1,235	377	646	2,977	
	人工林	19,250	114	992	1,587	2,244	3,243	5,438	3,263	1,191	371	431	2,830	
	育成単層林	3	-	-	0	2	0	0	-	-	-	-	0	
	育成複層林	976	7	8	20	45	67	339	217	44	6	215	147	
第Ⅴ分期	総数	41,401	402	727	1,686	3,086	4,273	8,291	12,267	5,582	1,863	1,606	11,479	
	人工林	21,172	281	341	686	1,479	1,983	4,984	6,506	2,119	639	607	8,275	
	育成単層林	20,846	281	338	667	1,342	1,977	4,954	6,450	2,102	636	606	8,204	
	育成複層林	326	54	3	19	137	6	30	56	17	3	1	103	
第Ⅶ分期	総数	20,229	71	386	1,000	1,607	2,290	3,307	5,761	3,463	1,224	999	3,204	
	人工林	18,887	68	376	992	1,587	2,244	3,243	5,438	3,263	1,191	371	2,981	
	育成単層林	3	-	-	-	0	2	0	-	-	-	-	0	
	育成複層林	1,339	3	10	8	19	44	63	323	200	33	628	223	
第Ⅸ分期	総数	41,182	2,085	1,618	725	1,671	3,022	4,128	7,771	11,379	5,217	3,164	11,069	
	人工林	20,958	1,973	1,547	339	671	1,415	1,841	4,473	5,648	1,783	987	7,786	
	育成単層林	20,567	1,908	1,493	336	652	1,278	1,835	4,443	5,592	1,766	983	7,786	
	育成複層林	391	65	54	3	19	137	6	30	56	17	4	119	
第Ⅷ分期	総数	20,224	112	71	386	1,000	1,607	2,287	3,298	5,731	3,434	2,177	3,283	
	人工林	18,623	107	68	376	992	1,587	2,244	3,243	5,438	3,263	1,191	3,014	
	育成単層林	3	-	-	-	0	2	0	-	-	-	-	0	
	育成複層林	1,598	5	7	10	8	19	41	54	293	171	986	268	
第Ⅵ分期	総数	40,966	2,362	2,085	1,617	719	1,642	2,919	3,932	7,156	10,415	7,718	10,444	
	人工林	20,753	2,194	1,973	1,546	333	642	1,314	1,652	3,875	4,735	2,209	7,130	
	育成単層林	20,284	2,116	1,908	1,492	330	623	1,177	1,646	3,845	4,679	2,188	7,130	
	育成複層林	469	78	54	54	3	19	137	6	30	56	21	134	
第Ⅷ分期	総数	20,213	168	112	71	386	1,000	1,605	2,280	3,281	5,680	5,509	3,314	
	人工林	17,592	160	107	68	376	992	1,587	2,244	3,243	5,438	3,263	2,872	
	育成単層林	3	-	-	-	0	2	0	-	-	-	-	0	
	育成複層林	2,618	8	5	7	10	8	17	34	37	242	2,246	442	
第Ⅸ分期	総数	40,748	2,492	2,362	2,083	396	706	1,596	2,780	3,699	6,494	16,530	9,854	
	人工林	20,553	2,255	2,194	1,971	275	320	597	1,180	1,431	3,242	5,549	6,544	
	育成単層林	19,990	2,161	2,116	1,906	275	317	578	1,043	1,425	3,212	5,472	6,544	
	育成複層林	563	94	78	65	54	3	19	137	6	30	77	153	
第Ⅹ分期	総数	20,195	237	168	112	71	386	999	1,600	2,268	3,252	10,981	3,310	
	人工林	14,554	226	160	107	68	376	992	1,587	2,244	3,243	5,438	2,355	
	育成単層林	3	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	育成複層林	5,638	11	8	5	7	10	7	12	22	8	5,543	955	

注：第Ⅰ分期は令和5年度、第Ⅲ分期は令和15年度における資源量である。

7 その他

(1) 年度別森林資源表 (県計)

区	分			立木地												その他								
	総数			人工林				天然林				総数	その他											
	面積	材積	成長量	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹			広葉樹										
樹立年度 (樹立計画区)																								
平成24年度 (利根下流)	228,712	117,213	104,012	221,225	48,657	14,387	109,617	108,358	1,259	8,855	111,608	8,855	102,753	7,487										
	63,045	63,045	14,387	63,045	48,657	14,387	47,298	47,220	78	1,437	15,746	1,437	14,309	—										
	923	923	160	923	762	160	758	754	4	8	164	8	156	—										
平成25年度 (吾妻)	228,741	117,217	104,020	221,237	49,206	14,532	109,719	108,362	1,356	8,855	111,518	8,855	102,663	7,504										
	63,738	63,738	14,532	63,738	49,206	14,532	47,849	47,765	84	1,441	15,889	1,441	14,448	—										
	907	907	157	907	749	157	746	741	4	8	161	8	153	—										
平成27年度 (西毛)	228,889	117,265	104,102	221,367	50,655	14,783	109,833	108,409	1,423	8,856	111,535	8,856	102,679	7,522										
	65,437	65,437	14,783	65,437	50,655	14,783	49,308	49,214	94	1,441	16,129	1,441	14,688	—										
	868	868	153	868	716	153	712	707	5	8	156	8	148	—										
平成28年度 (利根上流)	229,313	117,338	104,330	221,668	51,181	14,935	109,997	108,532	1,465	8,806	111,671	8,806	102,865	7,644										
	66,116	66,116	14,935	66,116	51,181	14,935	49,817	49,718	100	1,463	16,299	1,463	14,836	—										
	854	854	150	854	704	150	701	696	5	9	154	9	145	—										
平成29年度 (利根下流)	229,339	117,323	104,273	221,596	51,995	15,031	110,039	108,514	1,525	8,809	111,557	8,809	102,749	7,743										
	67,026	67,026	15,031	67,026	51,995	15,031	50,642	50,531	111	1,464	16,384	1,464	14,920	—										
	837	837	147	837	690	147	686	681	5	9	151	9	142	—										
平成30年度 (吾妻)	229,350	117,303	104,230	221,533	52,474	15,162	110,168	108,463	1,705	8,839	111,365	8,839	102,525	7,817										
	67,636	67,636	15,162	67,636	52,474	15,162	51,120	50,999	122	1,475	16,515	1,475	15,040	—										
	822	822	145	822	677	145	675	669	6	9	147	9	139	—										
令和2年度 (西毛)	231,268	118,343	104,951	223,293	54,431	15,469	111,243	109,503	1,740	8,839	112,050	8,839	103,211	7,975										
	69,901	69,901	15,469	69,901	54,431	15,469	53,087	52,956	131	1,476	16,814	1,476	15,339	—										
	799	799	141	799	658	141	656	650	6	9	144	9	135	—										
令和3年度 (利根上流)	231,160	118,257	104,899	223,156	54,813	15,574	111,252	109,489	1,762	8,768	111,905	8,768	103,137	8,004										
	70,386	70,386	15,574	70,386	54,813	15,574	53,459	53,323	136	1,489	16,927	1,489	15,438	—										
	784	784	138	784	646	138	644	638	6	8	140	8	132	—										
令和4年度 (利根下流)	230,923	117,941	104,818	222,759	55,318	15,656	110,986	109,173	1,813	8,768	111,773	8,768	103,005	8,163										
	70,974	70,974	15,656	70,974	55,318	15,656	53,973	53,828	145	1,490	17,001	1,490	15,512	—										
	766	766	135	766	631	135	629	623	6	8	137	8	129	—										
令和5年度 (吾妻)	230,839	117,892	104,817	222,709	55,694	15,790	111,015	109,122	1,893	8,770	111,694	8,770	102,923	8,131										
	71,484	71,484	15,790	71,484	55,694	15,790	54,361	54,201	159	1,493	17,124	1,493	15,631	—										
	754	754	133	754	620	133	619	612	7	8	134	8	126	—										

注：県全体の森林資源量を、地域森林計画の樹立のあった年度毎に示したものである。

(2) 持続的伐採可能量

ア 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：1,000m³

主伐（皆伐）上限量の目安
137

イ 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：％、材積：1,000m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	137	88	225
90	123		211
80	110		198
70	96		184
60	82		170
50	69		157
40	55		143
30	41		129
20	27		115
10	14		102

注：1 間伐立木材積は本文「Ⅱ計画事項」の「第6計画量等」の「1間伐立木材積その他の伐採立木材積」に定める計画量（単年度相当量）である。

2 記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でない。